

鶴見区防災計画

～風水害対策編～

横浜市鶴見区
令和2年8月改訂

目 次

●第1章	総則	
第1節	鶴見区防災計画の目的	1
第2節	鶴見区の概況	1
第3節	災害の想定	2
●第2章	災害予防計画	
第1節	鶴見区の災害警戒区域	3
第2節	鶴見区の避難体制等	4
第3節	資機材整備	5
第4節	風水害情報	6
第5節	要援護者対策	8
第6節	地域防災力の強化	9
第7節	区民及び地域の役割の啓発	11
第8節	帰宅困難者の安全確保	13
第9節	防災関係機関等との相互連携	14
●第3章	応急対策	
第1節	応急活動基本方針	15
第2節	防災組織体制	15
第3節	災害対策本部等の設置	16
第4節	職員の配置・動員	27
第5節	情報の収集・伝達	29
第6節	水防活動	37
第7節	土砂災害応急対策	39
第8節	公の施設における災害時の対応	41
●第4章	台風接近前の応急対策	
第1節	情報収集と分析	42
第2節	初動体制の事前検討	43
第3節	避難勧告等の発令が予想される場合の事前調整	44

●第5章	避難と受入れ	
第1節	避難勧告等	45
第2節	警戒区域の設定及び立ち退き	47
第3節	避難場所の開設	47
第4節	被災者の受入れ	48
第5節	避難場所の運営	49
第6節	帰宅困難者対策	50
第7節	物資の供給	50
●第6章	災害医療と保健衛生	
第1節	災害医療における指揮統制	52
第2節	医療救護活動	52
第3節	保健衛生活動	53
第4節	医薬品等の備蓄及び調達等	53
第5節	生活衛生	53
第6節	感染症患者発生等への対応	55
第7節	ごみ・し尿	55
●第7章	行方不明者の捜索・遺体の取扱い	
第1節	行方不明者の把握	57
第2節	遺体の取扱い	57
●第8章	雪害対策	
第1節	応急対策	60
第2節	業務分担	62
●第9章	被災者の生活援護と被害認定調査	
第1節	市民生活の安定・復旧	64
第2節	被害認定調査と罹災証明	64

●第1章 総則

第1節 鶴見区防災計画の目的

本計画は、横浜市防災計画「風水害等対策編」の区別計画として、鶴見区に風水害が発生した場合又は風水害の発生が予測された場合の区民及び区役所のための基本的な計画です。

この計画は、人命を守ることを最優先とした「被害を出さない地域・社会の実現」を目標として、鶴見区の地域の実情を踏まえた計画としており、区民、防災関係機関等のそれぞれの役割を明確にし、区民の生命、身体及び財産を災害から守ること、また、台風接近による風雨及び集中豪雨などが発生した場合でも、その被害をできるだけ軽減することを目的としています。

第2節 鶴見区の概況

第1 自然的条件

鶴見区は、横浜市の北東部に位置し、北西部の丘陵地、鶴見川流域の低地、臨海部の埋立地から形成され、そのほとんどは市街地となっています。東は川崎市、西は港北区、南は東京湾に接しており、関東ローム層からなる丘陵地帯と沖積層からなる低地が交錯して起伏に富んでいます。最高地は馬場の海拔 47.2m、また、低地においては海拔 0 m の地域が複数あります。

一級河川である鶴見川が、南北に鶴見区を縦断する形で流れており、11 か所に橋が架かっています。また、多摩川は隣接していないものの、矢向・市場・潮田は江戸時代に多摩川から二ヶ領用水を引き、水田が設けられた地域であり多摩川の洪水浸水に注意が必要とされます。

第2 社会的条件

1 人口及び世帯

人口は約 29 万人、世帯数は約 14 万世帯で、本市人口の約 7.8%を占めています。また、昼間人口は夜間人口の約 89.8%で、居住型の地域であり、災害発災時刻により被害規模が異なることが予想されます。

2 土地利用

土地利用として、ほぼ全域が市街化区域となっています。また、大規模公園である県立三ツ池公園がありますが、公園面積は、約 1 %に過ぎません。

3 道路・交通

道路は国道 1 号及び 15 号、県道 6 号、14 号、104 号、111 号及び 140 号などが主要幹線道路として使われているほか、首都高速横羽線が南部を東西に通っています。

鉄道は、JR 京浜東北線、鶴見線、南武線、東海道線、横須賀線及び JR 貨物並びに京浜急行線が鶴見区を東西、南北に縦断するようにとおり、13 駅（鶴見駅・国道駅・鶴見小野駅・弁天橋駅・浅野駅・安善駅・新芝浦駅・海芝浦駅・京急鶴見駅・鶴見市場駅・花月総持寺駅・生麦駅・矢向駅）

が設置されています。そのうちバスによる広い駅勢圏を持つ JR 鶴見駅及び京急鶴見駅の乗降客数が特に多くなっています。

第3節 災害の想定

第1 想定基準

災害想定を具体的に定める場合には、災害の発生原因の規模、強度又は特性に応じて、これを各種段階に分類することができます。しかし、最悪の事態に対処して、対策を講じておくことが防災計画の目的とするところであるので、過去において、本土を襲った最大級の台風、すなわち伊勢湾台風級の大型台風が関東地方に上陸した場合を想定基準とします。

第2 想定台風

- (1) 台風の暴風域（平均風速 25m/s 以上、半径 350km）
- (2) 中心気圧 929.5hPa（ただし、上陸時 945hPa）
- (3) 最大風速 37m/s（最大瞬間 55m/s）
- (4) 総雨量 200mm
- (5) 速度毎時 40km

※ 暴風雨が継続する時間は、約 19 時間とし、台風が最接近する時期は大潮の満潮時とする。

第3 災害の規模

風水害による被害の発生は、発生に至る要因として、気象、地象、水象状況とこれらに関連した危険要素の複合等様々な態様が考えられるほか、発生メカニズムにおいても不明な点が多いため、細部にわたる被害の予測を具体的な数量として算出することは、極めて困難です。

本計画では、過去に本土を襲った最大級の台風（伊勢湾台風級の大型台風）や、法令に基づいて設定する浸水想定区域の前提となる降雨などの、過酷な自然現象による風水害等の態様を勘案し、被害の発生が予測される区域の状況を想定することで、災害への対策を行うこととします。

なお、想定される災害は、浸水（洪水、雨水出水、高潮）・崖崩れ、土石流などの土砂災害・暴風、竜巻等の突風による災害・雪害・火山災害とします。

また、河川の氾濫等による水害について、次表のとおり、水防法第 14 条に基づき指定される洪水浸水区域等の、指定の前提となる降水量等が定められています。

計画規模（河川施設整備の目標とする降雨）

水系	指定の前提となる降水量	年超過確率* ¹	該当区
多摩川	流域の 2 日間総雨量 457 mm	1/200	鶴見区
鶴見川	流域の 2 日間総雨量 405 mm	1/150	鶴見区

想定最大規模（想定し得る最大規模の降雨*²）

水系	指定の前提となる降水量	年超過確率* ¹	該当区
多摩川	流域の 48 時間総雨量 588 mm	1/1000	鶴見区
鶴見川	流域の 48 時間総雨量 792 mm	1/1000	鶴見区

※ 1 年超過確率 1/100 である場合、1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率は 1 %（1/100）となる。

※ 2 想定し得る最大規模の降雨：おおむね 1000 年に一度程度の大雨を上回る降雨量

●第2章 災害予防計画

第1節 鶴見区の災害警戒区域

第1 土砂災害警戒区域等

1 急傾斜地崩壊危険区域（神奈川県が指定）【鶴見区：37箇所】（平成30年9月現在）

崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上で高さが5m以上、保全人家5戸以上である土地）で、その崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれがあるもの及びこれらに隣接する土地のうち、当該傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為が行われることを制限する必要がある土地の区域です。

2 土砂災害警戒区域（神奈川県が指定）【鶴見区：122箇所】（平成30年9月現在）

急傾斜地の崩落、土石流又は地滑り等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域（イエローゾーン）として政令で定める基準に該当するものです。

第2 洪水浸水想定区域等

1 洪水浸水想定区域（国または神奈川県が指定）

一、二級河川において想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域です。

2 雨水出水浸水想定区域（横浜市が指定：環境創造局）

特定の公共下水道※において、想定し得る最大規模の降雨により雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域です。【鶴見区：なし】

※ 水防法第13条の2に基づき、雨水出水により相当な被害を生じるおそれがある地下街等が発達している区域等に在する公共下水道等の排水施設等で、市町村長が指定したもの

3 高潮浸水想定区域（神奈川県が指定）（平成31年4月指定公表）

水位周知海岸※において、想定し得る最大規模の高潮により氾濫した場合に浸水が想定される区域です。

※ 水防法第13条の3に基づき、高潮により相当な損害を生じるおそれがあるものとして都道府県知事が指定した海岸

第3 ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害予想範囲を地図化したもので、第2節 第1及び第2の区域も図示しています。

現在、横浜市では、3種類のハザードマップを作成し、公表しています。

1 洪水ハザードマップ

- 2 内水ハザードマップ
- 3 土砂災害ハザードマップ

第4 まるごとまちごとハザードマップ

日頃からまちなかで、その地域の風水害の危険が目に見えてわかるように、洪水浸水想定区域の電柱や看板に洪水時の浸水深や避難場所を掲示し啓発しています。

第2節 鶴見区の避難体制等

第1 土砂災害警戒区域等【総務課】

神奈川県により土砂災害警戒区域の指定があった場合には、土砂災害防止法第8条に基づき、当該警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難場所、避難訓練に関すること等を定めます。区長は、横浜市防災計画「資料編」に定められた土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の所有者等に対し、ファクシミリ、Eメール等による土砂災害に関する情報等の伝達体制を整備します。

※ 土砂災害防止法8条において、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設は要配慮者利用施設と定められています。

区長から伝達する土砂災害に関する情報等	1 大雨警報、大雨特別警報 2 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報 3 避難勧告等の発令 4 その他 土砂災害対策上、有効な情報
---------------------	---

第2 浸水等

鶴見区では、小中学校 31 校が風水害時の避難場所として指定されています。

多摩川・鶴見川の洪水が予想される場合は、鶴見川河川流域の小中学校を優先して、避難場所として指定し、避難体制を整備します。

【指定緊急避難場所】洪水想定時は①から③①までの小中学校を優先し、順次、開設します。

① 市場小学校	② 入船小学校	③ 汐入小学校	④ 下野谷小学校
⑤ 平安小学校	⑥ 矢向小学校	⑦ 市場中学校	⑧ 矢向中学校
⑨ 潮田小学校	⑩ 潮田中学校	⑪ 寛政中学校	⑫ 鶴見中学校
⑬ 下末吉小学校	⑭ 鶴見小学校	⑮ 新鶴見小学校	⑯ 豊岡小学校
⑰ 末吉小学校	⑱ 上末吉小学校	⑲ 駒岡小学校	⑳ 生麦小学校
㉑ 末吉中学校	㉒ 東台小学校	㉓ 岸谷小学校	㉔ 寺尾小学校
㉕ 旭小学校	㉖ 馬場小学校	㉗ 獅子ヶ谷小学校	㉘ 上寺尾小学校
㉙ 寺尾中学校	㉚ 生麦中学校	㉛ 上の宮中学校	

※ 上記以外に、災害の規模により、前日から公共施設や災害時の協定を締結している施設を避難場所として開設する場合があります。

第3 要援護者のための避難場所確保【総務課・高齢・障害支援課】

避難場所での避難生活が困難で、特別な配慮や支援等が必要な要援護者のために、区長は社会福祉

施設等と協定を締結し、福祉避難所の確保を推進します。台風等で避難場所に避難した要援護者の状況を勘案したうえで、福祉避難所を開設し要援護者を避難させることを検討します。

第4 浸水想定区域内の要配慮者利用施設における対策【総務課】

1 浸水危険の周知

区長は、浸水想定区域や過去の浸水実績等を考慮し、要配慮者利用施設に対しリーフレットや洪水ハザードマップ等により浸水の危険性や浸水予防対策等の周知・啓発を図ります。

2 洪水予報等の伝達【総務課】

区長は、横浜市防災計画「資料編」に定められた浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者等又は自衛水防組織の構成員に対し、ファクシミリ、Eメール等による洪水予報等の伝達体制を整備します。

3 区長から伝達する洪水予報等

洪水予報等	1 大雨警報、大雨特別警報、洪水警報、高潮注意報、高潮警報、高潮特別警報、津波注意報、津波警報、大津波警報
	2 鶴見川洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）
	3 多摩川洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）
	4 水位情報周知河川における氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報
	5 避難勧告等の発令
	6 その他 浸水対策上、有効な情報

第3節 資機材整備

第1 水防用資機材の整備【土木事務所】

土木事務所は、管内における水防を十分果たせるよう、水防倉庫等を設置し、水防用資機材を整備するとともに、資機材の緊急調達の方法についてあらかじめ定めておくものとします。

なお、水防用資機材は、地震災害等他の災害対策のために使用することができるものとします。

【鶴見土木事務所における水防用資機材整備基準表】（土木水防倉庫 鶴見区鶴見中央3-11）

品名	数量	品名	数量
土のう類	2,500 袋	照明灯	2 台
なわ類	100kg	一輪車	3 台
丸太類	100 本	掛矢	3 丁
鉄線蛇籠	20 本	スコップ	20 丁
鉄線	200kg	つるはし	3 丁
鎌	5 丁	かすがい	100 本
なた類（おのを含む。）	2 丁	のこぎり	3 丁
ペンチ	3 丁	カッター	1 丁
携帯発電機	1 台		

第2 区役所活動用資機材の整備

【区役所における活動用資機材一覧】

品名	数量	品名	数量
スコップ	8 丁	なわ類	5 k g
ガス発電機	15 台	投光機	4 台
ランタン	15 個	外部給電器	2 台

※ 水防団（消防団）に貸与（救助艇 8 艇・大型発電機 1 台・LED 投光器 10 台）

第3 消防活動用資機材の整備【消防署】

風水害に対応するため消防署では、保有する資機材が風水害時にその機能を十分発揮できるよう毎月 1 日定期的に行う通常点検及び訓練並びに災害活動等資機材の使用後に行う特別点検を実施し、資機材が風水害時にその機能を十分に発揮できるよう点検整備しています。

【風水害対策用資機材及び配置状況等】

資機材一覧	配置場所	配置場所
シャベル（剣スコップ）	消防隊等につき 3 本	各消防隊等
スコップ（角スコップ）	消防隊等につき 2 本	同上
穴あきスコップ	同上	同上
三徳ジョレン	消防隊等につき 1 本	同上
U 字溝ジョレン	同上	同上
つるはし（バチツル）	同上	同上
掛矢	同上	同上
軽量バール	同上	同上
のこぎり大（折り畳み式）	同上	同上
のこぎり小（ガンタイプ）	同上	同上
波板ハサミ	同上	同上
万能ハサミ	同上	同上
ボルトクリッパー	同上	同上
土のう袋	消防隊等につき 200 枚	同上
折りたたみボート	3 艇	本署、生麦、駒岡※
ゴムボート	5 艇	本署、末吉、入船、矢向、寺尾
船外機付きゴムボート	2 艇	水上

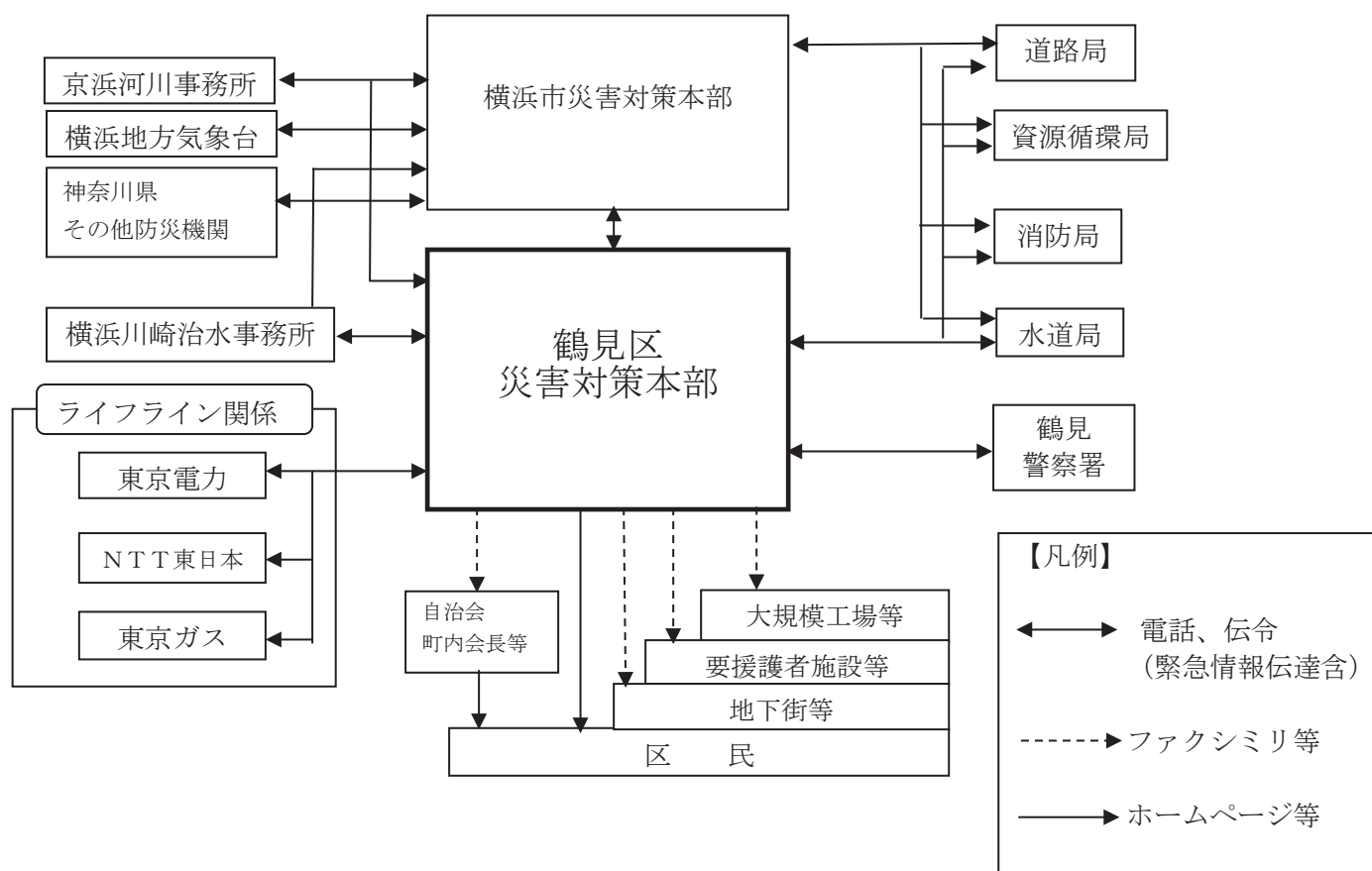
※経年劣化のため故障中（令和 2 年 5 月現在）

第4 節 風水害情報【庶務班・情報班】

第1 災害情報の収集・伝達

鶴見区では、災害に関する情報を少しでも早く区民に伝達できるように、各機関と連携し情報の収集・伝達に努めています。

【鶴見区災害対策本部情報伝達体制】



第2 水位情報の種類

鶴見区のホームページや横浜市水防災システムなどにより、鶴見区における河川情報をお知らせしています。これらの情報は洪水の危険度レベルに応じ、水防団の待機・出動や住民の避難勧告等の情報を提供するもので、次のような種類に分かれています。

氾濫危険水位	避難勧告等の発令判断の目安となる水位
避難判断水位	避難準備・高齢者等避難開始の発令判断の目安となる水位
氾濫注意水位	水防機関（水防団）が出動する目安となる水位
水防団待機水位	水防機関（水防団）が待機・準備するための目安となる水位

第3 区役所等からの情報提供

風水害等の情報を提供するための手段として、大きな被害が予想される場合には、区民が速やかに避難準備や避難することができるよう、ホームページ・Twitter・ファクシミリ・緊急時情報一斉伝達システムを活用し迅速な情報伝達体制を確保しています。また、広報車等を使った広報活動も実施します。

1 鶴見区のホームページ・Twitter・ファクシミリによる情報提供（区役所からの情報提供）

避難情報の発令や避難所開設状況等の緊急なお知らせのほか、開設時間等の避難場所に関する詳細な情報を、鶴見区のホームページ・Twitter・ファクシミリによる情報発信を行います。

2 緊急時情報一斉伝達システムを活用した情報提供（区役所からの情報提供）

地震・大雨などにより災害発生や発生するおそれがある時などに、必要な情報を迅速かつ確実に自治会町内会長等に電話の一斉発信により提供し、受信者が情報を受け取ったことを区役所が確認できるシステムを活用し相互に情報を共有します。

3 広報車等による情報提供（区役所・消防署・消防団からの情報提供）

大雨警報等の気象警報が発表され、広範囲に被害が予想される場合や、台風により洪水等のおそれが予想される場合に、区役所・消防署・消防団が連携し、スピーカーを搭載した公用車等で広報活動を実施します。

4 緊急速報メール（国、県、市からの情報配信）

携帯電話を利用した災害時専用の情報配信の仕組みで、鶴見川・多摩川が氾濫するおそれがある場合等に国から配信され、横浜市から浸水想定区域に避難勧告の発令が配信されます。また、土砂災害警戒情報が発表された時には、神奈川県から配信され、横浜市からも事前に定めた区域に対し避難勧告の発令が配信されます。

5 神奈川県雨量水位情報（県からの情報配信）

神奈川県のホームページでは、神奈川県内の雨量水位情報をインターネット上で公表しています。また、携帯電話からも各地の雨量情報を見ることができます。

6 川の防災情報（国からの情報配信）

国土交通省が運営する防災ポータルページです。多摩川や鶴見川の河川情報をインターネット上で公表しています。また、携帯電話からも河川の水位等を見ることができます。

第5節 要援護者対策

地域には、風水害発生時の避難情報の取得や避難行動など、臨機応変に対応することが難しい高齢者や障害者等の要援護者の方が暮らしています。災害発生時における安否確認、避難支援等の取組を行うためには、日頃からの地域と要援護者との関係づくりを通じて、災害への備えを進めていくことが大切です。

そこで、自助、共助を基本とした地域による自主的な見守り、支えあいの取組が重層的に行われるとともに、関係機関・団体等の連携、情報共有等が進んでいくよう、各区で展開している地域福祉保健計画等の取組と併せ、災害に備えた平常時からの要援護者対策を推進します。

第1 災害時要援護者名簿【高齢・障害支援課】

要援護者のうち、特に自力避難が困難と想定される対象者について、災害発生時等に要援護者の安否確認・避難誘導・救出救助等を利用目的として「災害時要援護者名簿」を作成し、自主防災組織等に提供します。

第2 要援護者の事前対策【各課】

1 自主防災意識の普及

防災に関する一般的広報に加え、防災指導、防災訪問等の機会をとらえ、要援護者やその家族に対し、避難準備・高齢者等避難開始の情報に十分注意し、早めの段階で避難行動を開始できるよう準備をすることなど家庭内での安全対策について周知します。

また、地域住民に対して、地域の助け合いを基本として地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」という自主防災意識の普及啓発や、日頃の地域の見守り活動等の支援をします。

2 地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」ための取組

自主防災組織は、地域の助け合いを基本として地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」ための取組として、要援護者の安全対策に関する意識の高揚及び技術の修得に努めます。

また、日頃から、自治会町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進員、ボランティア、近隣住民等が相互に連携し、要援護者に対する「声かけ、見守り」のネットワークづくり等の地域の実情に応じた支え合いの取組を進め、災害の備えにつなげます。

3 地域での要援護者の把握と災害に備えた取組

災害発生時における安否確認、避難支援等の取組に備えるため、日頃から地域で要援護者を把握し、地域と要援護者との間での関係づくりを進めることが大切であることから地域の自主防災組織等は区が提供する災害時要援護者名簿を活用するなどして、要援護者を把握し、災害に備えた対応の検討、要援護者も参加した防災訓練、要援護者の名簿づくり等に取り組みます。

第3 聴覚障害者への情報配信【総務課・高齢・障害支援課】

区本部長は、災害時緊急情報を、ファクシミリ通信網を利用して自宅のファクシミリへ配信します。配信を希望する場合は登録申請が必要です。

対象者は、原則として2級から3級の身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者で自宅にファクシミリがある方です。

第4 迅速な救護活動推進支援

区は、災害発生時における要援護者の救護活動に活用するため、災害時要援護者名簿を作成・保管します。

第6節 地域防災力の強化

第1 区民等への防災・減災の普及啓発【総務課】

防災活動の成果をあげるためには、区民の防災意識を高め、減災行動に対する理解及び協力を得ることが最も重要です。したがって、平常時から防災訓練を実施するとともに各種広報媒体を活用し、鶴見区の防災計画や防災体制、災害前兆現象情報、災害時の心得、避難救助の措置等について積極的な広報を行い、防災・減災の普及啓発に努めるものとします。

なお、区長は、災害時における男女のニーズの違いに配慮した防災訓練の実施、女性の防災リーダーの育成等に努めるものとします。

第2 学校防災教育の推進【総務課】【こども家庭支援課】

防災教育の指針に基づいた指導資料、本市ホームページ等を活用し、防災に対する知識を深めるとともに、「特別の教科 道徳」、特別活動及び総合的な学習の時間と防災教育との関連を図りながら、災害発生の仕組みや災害の危険性、安全な行動の仕方、地域のボランティア活動等への参加について、教育計画に基づき児童生徒の発達段階に応じた体系的・継続的な学校防災教育を推進します。

さらに、学校とPTAの協力による訓練等の実施や学校・家庭・地域・区役所と連携した総合的な訓練を実施することで、実践的な理解を深めるとともに、児童生徒や保護者の地域の防災訓練への参加を促していきます。

また、防災教育の担い手となる教職員に対する、研修の充実を図り、防災教育に関する指導力や防災対応能力、救護処置能力を高めます。

第3 ボランティアとの協力体制【総務課】【こども家庭支援課】

区長は、災害発生時にボランティアニーズの把握、情報提供、活動場所の提供などが円滑に行われるよう必要な措置を講じるとともに、コーディネートをする区災害ボランティアネットワークや社会福祉協議会等の活動を支援します。

第4 鶴見区災害対策連絡協議会（鶴見区防災会議）【総務課】

鶴見区災害対策連絡協議会は、行政、防災関係機関、住民組織等の代表者から構成され、区民の声を反映した防災対策の促進、地域の状況を踏まえた区域の総合的な防災対策を推進します。

第5 外国人等に対する支援策【総務課】

日本語の理解が十分でない外国人や日本の生活習慣に不慣れで災害発生時の対応やその後の生活に様々な不安を持つ外国人のために、不安を解消し、安心して過ごすことができるよう、外国人の安全確保等、外国人支援策を推進します。

第6 町の防災組織【総務課】

横浜市「町の防災組織」活動費補助金交付要綱に基づき、区役所、消防署が中心となり自治会町内会への「町の防災組織」づくりの促進とその育成強化を進めています。

町の防災組織とは、災害対策基本法第2条の2第2号に規定する自主防災組織のうち、防災に関する活動を行う自治会、町内会等をいいます。

町の防災組織の定める活動計画

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集及び伝達に関すること。
- (5) 出火の防止及び初期消火に関すること。
- (6) 救出救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 給食給水に関すること。

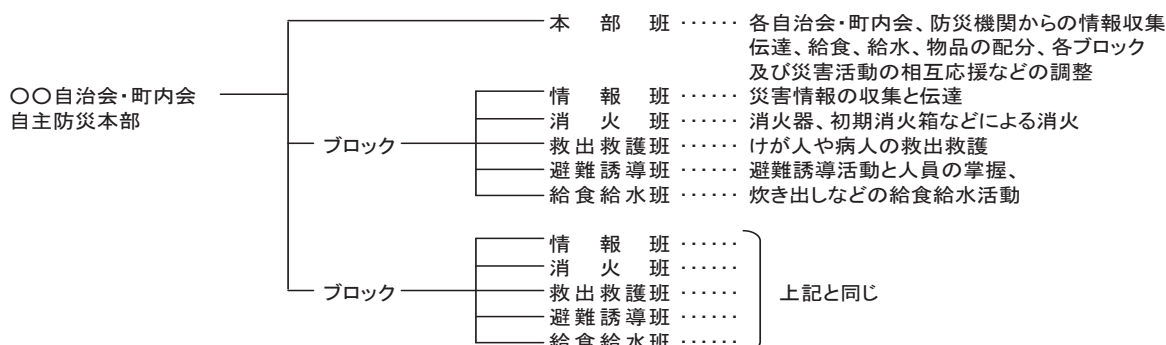
- (9) 区民が任意に設置した避難場所の支援に関すること。
- (10) 地域防災拠点との連携に関すること。

(モデル組織)

(例1) 1ブロック(50世帯)の自治会・町内会を対象とした場合の自主防災組織と任務分担



(例2) 2ブロック以上の自治会・町内会を対象とした場合の自主防災組織と任務分担



第7節 区民及び地域の役割の啓発【総務課】

いざというときに命と暮らしを守るためには、「自助・共助」を基本とした取組を充実させることが最も重要となります。

区民一人ひとりが、隣近所や地域ぐるみで、日頃から防災意識をもって様々な準備をするために、啓発をする内容を次の項目に掲げます。

第1 各家庭での対策

1 避難場所・避難経路等の確認

ハザードマップなどを利用して、次の点について、確認しておく必要があります。

- (1) 自宅付近が洪水時に浸水が予測される地域であるか、そうである場合、浸水の深さがどれくらいと予測されているか（鶴見区洪水ハザードマップ：計画規模・想定最大規模）
- (2) 自宅付近の安全な避難場所及びそこに至る避難経路の確認
- (3) その他、下水道や水路からの被害、崖崩れ、風水害等による被害想定

2 避難時持ち出し品の準備

いざという時に迅速に避難できるよう、避難時の持ち出し品（ラジオ、飲料水、懐中電灯、医薬品、ベビー用品など）を準備することが必要です。

※ 迅速に避難できるよう、持ち出し品はできるだけ少なくします。

3 自宅周辺の点検・対応

- (1) 側溝や雨水ますを点検し、物で塞がないようにします。

- (2) 浸水が予測される地域では、土のうなど浸水を防ぐ資機材の準備をしておきます。
- (3) 崖崩れは、地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。崖崩れは、突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなっています。身の危険を感じたら、できるだけ早く避難する心構えが必要です。
- (4) 崖・擁壁の維持、管理は所有者の責任で行うものなので、日頃から崖の状況の確認を行い、必要に応じて防災工事を行う必要があります。

※ 一定の条件を満たした場合、工事費の一部が助成される可能性があります。

4 避難場所

風水害が発生した場合、区長は、あらかじめ指定した指定緊急避難場所（市立学校）や自主避難場所（自治会館等）を開設します。そのため、従前から近隣の避難場所を確認しておくことが必要です。

鶴見区には、河川の氾濫・浸水が発生した場合に木造家屋が流失・倒壊の危険がある「家屋倒壊等氾濫想定区域」に住宅がないことから、大雨で既に浸水が始まっており、避難場所等に避難することが必ずしも適切でない時は自宅や近隣建物の2階以上の安全な場所に避難することも大切です。

避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は避難する必要はありません。

第2 地域での対策

1 防災意識向上に向けた取組

自主防災組織が定期的に風水害防災訓練を行うなど、地域全体で風水害に関する防災意識向上に取り組む必要があります。

2 情報伝達体制の確立

地域住民並びに自主防災組織は、連絡網を整備するなど、避難情報等、風水害に関する情報を地域の中で確実に伝達できる体制を整備する必要があります。

3 避難場所・避難経路の確認

- (1) 避難場所について、地域内で情報を共有します。
- (2) 風水害時の危険な場所を点検しておき、地域で情報を共有します。
- (3) 避難訓練などを活用して、安全に避難場所まで到達できる経路を確認し、地域で共有しておきます。

4 要援護者支援の仕組みづくり（第2章第5節参照）

風水害時に要援護者を地域でサポートできるよう、話し合っておきます。

洪水浸水想定区域では具体的な支援について決めておくことが求められています。

第3 災害時の対策

1 情報収集

台風などで大雨が降ることが予測されている場合は、テレビ・ラジオ、インターネット、携帯電話などで、積極的に情報収集するよう心がけます。

2 無理のない安全な避難

- (1) 避難しようとしたときや避難途中に、自宅付近の道路が既に冠水している場合は、無理に避難場所へ移動せず、浸水していない近くの2階以上の安全な高い建物などへ一時的に避難します。
- (2) 大雨等により既に浸水が始まっており、足元が見えない等の状況や、竜巻のように、災害の性質や発災時の状況によっては、避難場所等の屋外に避難することでかえって危険が及ぶおそれがあります。状況に応じて自宅等の屋内や近隣の建物の2階以上に避難して身の安全を確保するように努めます。
- (3) 避難するときは、動きやすい服装で、また、2人以上近所の方々と声を掛け合い、つえ又はつえのようなもので足元を確認し行動するよう心がけます。

3 近隣者同士の助け合い

要援護者が近隣にいる場合には、声を掛け合い、助け合いながら、お互いに安全に避難できるよう心がけます。

第8節 帰宅困難者の安全確保【避難者・駅対応班】

公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することが想定されます。

帰宅困難者対策について、平常時から国や都県等の関係自治体、鉄道事業者や駅周辺事業者等の関係機関と連携・協働して次の対策を進めていきます。

第1 帰宅困難者の発生抑制のための啓発

帰宅困難者等対策は、まず、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要になります。このため「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知するとともに、事業者、学校、区民へのそれぞれの立場に応じた啓発を進めます。

第2 主要駅周辺等における混乱防止

鉄道機関等が運行停止した場合、駅や繁華街に大量の人々が足止め状態となり、大きな混乱が予測されるため、平常時から、地域、鉄道事業者、バス事業者、駅周辺事業者、鶴見警察署、区役所など関係者間の連携強化、それぞれの役割の明確化などを図ります。

第3 帰宅困難者への支援

鶴見区では、来街者等が帰宅困難者となった時に備えて、安全の確保と災害関連情報等を提供するための「帰宅困難者一時滞在施設」の指定を行っています。令和2年8月現在で、13施設を指定しており、必要に応じて、区長は公共施設等を一時滞在施設として開設を依頼します。

一時滞在施設では、帰宅困難者用に、水、食料、アルミブランケット、トイレパックを備蓄しています。

【帰宅困難者一時滞在施設一覧】

鶴見公会堂	ナイス株式会社 本社ビル	株式会社松尾工務店
キリンビール株式会社 横浜工場	RAKU SPA 鶴見	富士の湯
横浜商科大学	澤の湯	竹の湯
鶴見医師歯科医師会会館	いやさか湯	
学校法人総持学園	宗教法人大本山總持寺	

第4 帰宅困難者一時滞在施設検索システム（一時滞在 NAVI）

災害発生時に、どの一時滞在施設で受入れ可能かなどの情報を、スマートフォンや携帯電話等で検索できる「帰宅困難者一時滞在施設検索システム」を整備しています。

第9節 防災関係機関等との相互連携【総務課】

第1 防災関係機関との連携強化

横浜市の災害対応機能を補完するため、防災関係機関と応急活動及び復旧活動に必要な協定等を締結し、大規模な風水害に備えます。

1 相互応援協定の締結

区長は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化します。

2 防災対策連絡協議会の開催

区長は、区域内の防災関係機関と協調し、防災対策連絡協議会を開催し、応急活動及び復旧活動での連携強化を図ります。

●第3章 応急対策

第1節 応急活動基本方針

第1 初動体制の確立

入手した気象情報等から警報の発表等を予測し、事前に配備体制の検討を実施するほか、気象予報・警報の発表に基づく警戒本部の設置や勤務時間外の職員連絡体制の強化など、早期の措置をとるものとします。

第2 災害の規模、状況に応じた段階的配備体制の確立

風水害に対する職員の配備は、気象状況や災害の発生状況に応じて、区警戒体制・区災害対策警戒本部体制及び区災害対策本部体制とし、順次人員を増強するものとします。

第3 災害種別に応じた応急活動体制の確立

河川の増水、雨水出水、高潮による浸水、崖崩れ、土石流などによる土砂災害に対処するため、区役所及び関係局が一体となって応急対策を実施します。

第4 各種情報受伝達体制の確立

各種システム、ホットライン等を活用し、気象情報、河川情報、災害発生状況、避難勧告等の情報を的確に収集、伝達することにより、迅速に応急活動を実施します。

第5 区役所を中心とした救援・救助活動の実施

鶴見土木事務所、鶴見消防署及び区内の各局の出先機関は、区長の活動要請に応じて区役所と一体となった救援・救助活動を推進するとともに、連絡員を派遣するなど区役所との連絡体制を強化します。

また、区長は、災害発生時には、救援・救助活動等の協力を要請し、活動体制を確保するほか、区域の災害が大規模となり区役所の活動人員では不足する場合は、市長に支援職員の派遣を要請し、区役所の救援・救助体制を確保します。

第6 応援・協力体制の確保

区長は、区域に関係する防災関係機関や協定締結団体に応援及び協力を要請します。

第2節 防災組織体制

気象予報・警報の発表に基づく警戒本部等の設置や勤務時間外の職員連絡体制の強化など、迅速な初動対応を図るため、次により夜間、休日等の体制を確保します。

第1 初動対応輪番制度

夜間、休日等における風水害等の緊急事態に備え初動体制を迅速に確保するため、区責任職等による輪番制により直ちに区役所へ参集し情報の収受、指令伝達等の応急対策を実施します。ただし、台風の接近及び上陸のおそれのある場合には、その都度初動体制の構築を図ります。

1 総務課輪番体制

総務課責任職及び防災担当職員を2班に分け、年度初め及び年末年始の休庁期間を除き、1週間交代による輪番体制とします。

2 各課輪番体制

各課を6班に振り分け、1週間交代を原則とした輪番体制とします。

総務課防災担当は、年度末までに次年度の輪番スケジュールを作成し、各課に周知します。

第2 区役所と消防署の連携【庶務班】

夜間・休日に突発的な大雨等により被害が発生した場合、区役所の体制が整うまでの間に、消防署が区役所に代わって次の各項目を実施できるものとします。

1 初期情報の提供

消防署から区役所に発災初期の情報を連絡します。

2 情報の収集・集約

消防隊等からの情報のほか、区民、関係機関（警察署等）、庁内関連部署（土木事務所等）から収集した情報を消防署で取りまとめます。

3 区民への情報提供

消防地区本部の広報隊等により、緊急情報（河川の水位状況など迅速な避難を事前に促すために必要な情報）を区民に提供します。

4 避難場所の開設要請

区民に危険が及ぶおそれがあり、避難場所を開設する必要がある場合は、施設関係者に対して消防署から開設を要請します。

第3節 災害対策本部等の設置

第1 区災害対策警戒本部の設置

区災害対策警戒本部の設置又は廃止並びに運営等については、次に掲げるところによります。

1 区警戒本部長

区危機管理責任者は、副区長（区総務部長）とします。

2 設置基準

- (1) 横浜地方気象台から市域を対象とする気象警報（大雨、暴風、暴風雪）及び洪水警報のうち、いずれかの警報又は複数の警報が発表されたとき（大雪警報のみ発表されたときは、第8章雪害対策による。）。
- (2) 河川の流域区において、国土交通大臣又は神奈川県知事から、その河川を対象とする水防警報のうち、準備、出動、指示のいずれかが発表されたとき。
- (3) 高潮注意報又は高潮警報が発表されたとき。
- (4) その他区警戒本部を設置する体制が必要と認められたとき。

（例示）

波浪警報が発表され、区長が必要と認めるとき

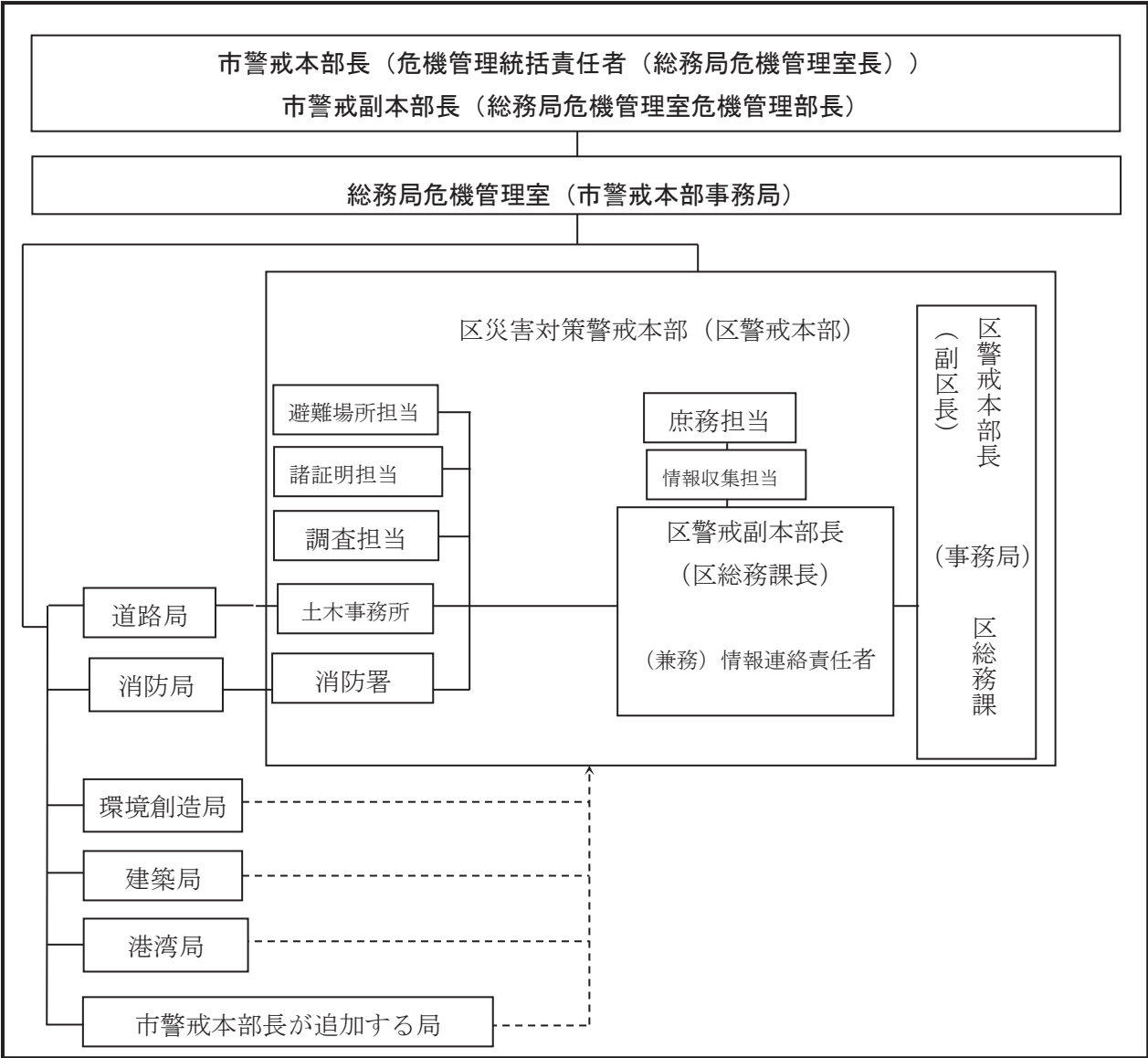
3 廃止基準

区危機管理責任者は、次の場合には、区警戒本部を廃止することができます。

なお、廃止する前には、各地区隊長と区内の被害状況などの情報を、再度確認することとします。

- (1) 区災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 区内において、災害の発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき。
- (3) 区内での被害が発生せず、気象警報等が解除されたとき。

図1 横浜市（区）災害対策警戒本部の組織構成



注1 市警戒本部長は、警報の発表の状況及び災害の発生状況に応じて、構成局を指名又は縮小できる。
注2 市警戒本部を構成する局の危機管理責任者は、被害が発生するおそれがある場合又は被害が発生した場合は、必要に応じ、当該区の警戒本部に支援職員を派遣する。
注3 区警戒本部長は災害の発生状況により必要に応じ避難場所担当及び諸証明担当を設置する。

表1 区災害対策警戒本部（区警戒本部）の担当別任務分担

区危機管理責任者（副区長）	区警戒副本部長（総務課長） 1 区警戒本部長の補佐に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。 情報連絡責任者（総務課長兼務） 1 災害情報の統括に関すること。 2 市警戒本部等との連絡、調整に関すること。 3 区警戒本部長命令の伝達に関すること。
	（庶務担当） 1 区警戒本部の運営に関する統括事務に関すること。（会議等の運営・その他） 2 職員の配備・動員の伝達に関すること。 3 災害記録に関すること。 4 車両等資機材の確保や配置等に関すること。 5 避難勧告等の発令及び実施に関すること。 6 区内関係機関への応援要請等に関すること。 7 他の担当の所管に属さないこと。
	（情報収集担当） 1 被害情報等の収集伝達に関すること。 2 気象情報、水防警報及び、洪水予報等の受伝達に関すること。 3 避難情報等の集約や伝達に関すること。 4 住民情報の受付に関すること。 5 その他情報の集約に関すること。 6 通信機器の点検及び確保に関すること。
	（避難場所担当） 1 避難場所（福祉避難所等も含む）の開設及び運営に関すること。 2 避難情報の調査・収集に関すること。 ※ 避難場所担当を設置しない場合は、1については庶務担当が、2については調査担当が当該事務を処理する。
	（調査担当） 1 巡回班の編成と災害警戒区域等の巡回・広報に関すること。 2 現地被害情報の調査と情報収集担当等への速報に関すること。 3 建物等（火災以外の被害）の被害認定調査の実施に関すること。
	（諸証明担当） 建物等（火災以外の被害）の罹災証明書の発行に関すること。

	(土木事務所) 1 情報連絡担当の設置と区警戒本部との相互連携に関すること。 2 被害情報・活動情報等の区警戒本部への提供に関すること。
	(消防署) 1 情報連絡担当の設置と区警戒本部との相互連携に関すること。 2 区警戒本部への初期情報の提供に関すること。 3 被害情報・活動情報等の区警戒本部への提供に関すること。

※ 避難場所担当及び諸証明担当は災害の状況により必要に応じて設置する。

第2 区災害対策本部の設置

区災害対策本部（以下「区本部」という。）の設置又は廃止並びに運営等については、次に掲げるところによります。

1 区本部長

区災害対策本部長（以下「区本部長」という。）は、区長（区長が登庁できないときは、区災害対策本部の設置、構成及び運営に関する要綱に定める代理者）とします。

2 設置基準

区本部を設置する基準は、原則として次のとおりとします。

- (1) 市本部が設置されたとき。
- (2) 横浜地方気象台から市域を対象とする気象等（大雨、暴風、高潮、波浪及び暴風雪）に関する特別警報のうち、いずれか又は複数の特別警報が発表されたとき（大雪に関する特別警報のみ発表されたときは、第8章雪害対策による。）。
- (3) 区域において、総合的な災害応急対策を実施する必要があると認められる規模の風水害による被害が生じたとき。
- (4) 区域において河川の堤防の決壊又は氾濫が生じたとき。
- (5) その他災害応急対策を実施するうえで、区本部を設置する必要があると認められるとき。

3 廃止基準

区本部長は、次の場合には、区本部を廃止することができます。この場合において、区本部長は、市本部が設置されている間にあっては、あらかじめ、市本部長の承認を得なければなりません。

なお、廃止する前に区本部長は、各地区隊長及び消防地区本部長と区内の被害状況などの情報を、再度、確認することとします。

- (1) 区域において、災害の発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき。
- (2) その他区警戒本部に縮小することが適当であると認められるとき。

第3 区本部の組織・運営

区本部の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「横浜市災害対策本部条例」、「横浜市災害対策本部

の組織及び運営に関する規程」及び「区災害対策本部の設置、構成及び運営に関する要綱」に定めるところによります。

1 組織

(1) 区本部長

区本部長は、区長をもって充てます。

(2) 区副本部長

副区長、福祉保健センター長、福祉保健センター担当部長、土木事務所長、資源循環局事務所長、水道局鶴見水道事務所長及び消防署長をもって充てます。

(3) 地区隊長及び消防地区本部長

ア 次の表の左欄に掲げる地区隊に、同表右欄に定める者をもって充てます。

地区隊	隊長
土木事務所地区隊	土木事務所長
資源循環局鶴見事務所地区隊	資源循環局鶴見事務所長
水道局鶴見水道事務所地区隊	水道局鶴見水道事務所長

イ 消防地区本部長は消防署長をもって充てます。

(4) 区本部長各班長

次の表の左欄に掲げる班長は、同表右欄に定める者をもって充てます。

各班	各課
庶務班	総務課長
情報班	区政推進課長
避難者・駅対応班	地域振興課長
ボランティア班	学校連携・こども担当課長
諸証明班	戸籍課長
拠点班	税務課担当課長
被害調査班	税務課長
援護班	高齢・障害支援課長
保育・教育施設班	こども家庭支援課長
遺体安置所運営班	生活支援課長
物資・輸送班	保険年金課長
医療調整班（医療救護隊・保健活動グループ）	福祉保健課長
衛生班	生活衛生課長

※初動体制時は避難場所の開設運営を優先する場合があります。

2 職務内容

(1) 区本部長

ア 市本部長の指揮命令により区本部の事務を統括

- イ 区副本部長(副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長)及び区本部各班長に対する指揮命令
 - ウ 各地区隊長及び消防地区本部長への指示
 - エ 協定締結機関、防災関係機関等に対する応援要請
- (2) 各地区隊長及び各地区本部長(土木事務所長、資源循環局鶴見事務所長、水道局鶴見水道事務所長、消防署長)
- ア 所管する災害応急対策の実施
 - イ 区本部長からの災害応急対策の指示について対応しますが、土木事務所長は、道路局長又は環境創造局長の命を受け、主要交通網の復旧等を実施するため、区本部長の指示又は要請に応じられないときがあります。また、消防署長も、消防局長の命を受け消火、救助等の応急活動を実施するため、区本部長の指示又は要請に応じられないときがあります。それらの場合、区本部長に対しその旨を通報するものとします。
- (3) 区副本部長
- ア 区本部長の補佐
 - イ 区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときの職務代理
- (4) 区本部各班長(課長)
- 班員に対する指示
- (5) 班員(係長、職員)
- 班長の指示に基づく災害対応

3 運営

- (1) 区本部長は、区本部班長、地区隊長、消防地区本部及び関係機関からの被害情報等に基づき、区域における災害応急対策を実施します。
- (2) 区本部長は、区域における被害状況等について、市本部に報告します。
- (3) 地区隊及び各局出先機関は、必要に応じて、区本部に情報収集員を派遣します。
- (4) 区本部長は、必要に応じて、区本部会議を開催します。
- (5) 区本部会議構成員は、区本部会議において、各班(各地区隊)の配備体制と緊急措置事項、対応概要等を区本部長に報告します。
- (6) 区本部会議には、必要に応じて、区防災対策連絡協議会の構成機関等の出席を求めます。
- (7) 区本部長、区副本部長、班長(地区隊長)等が不在の場合の代理、代決については、あらかじめ別に定めた順位、方法等により行います。

第4 区本部の組織及び事務分掌(任務分担)

事務分掌を定めていますが、風水害では全員配備となる可能性が低いことから、各班の業務を各班指定職員以外も実施します。

1 勤務時間内の初動体制

事前に指定されている各班業務だけを実施するのではなく、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を区本部で選定し、その選定業務を中心に実施します。

2 勤務時間外の初動体制

動員した職員により区本部運営体制を早期に確立し、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を、動員状況に基づき順次実施していきます。

3 バックアップ体制

職員へのバックアップ体制として、交代要員等の職員の確保を考慮します。

4 区災害対策本部の組織及び事務分掌（任務分担）

図2及び表2のとおりです。

図2 鶴見区災害対策本部の組織構成

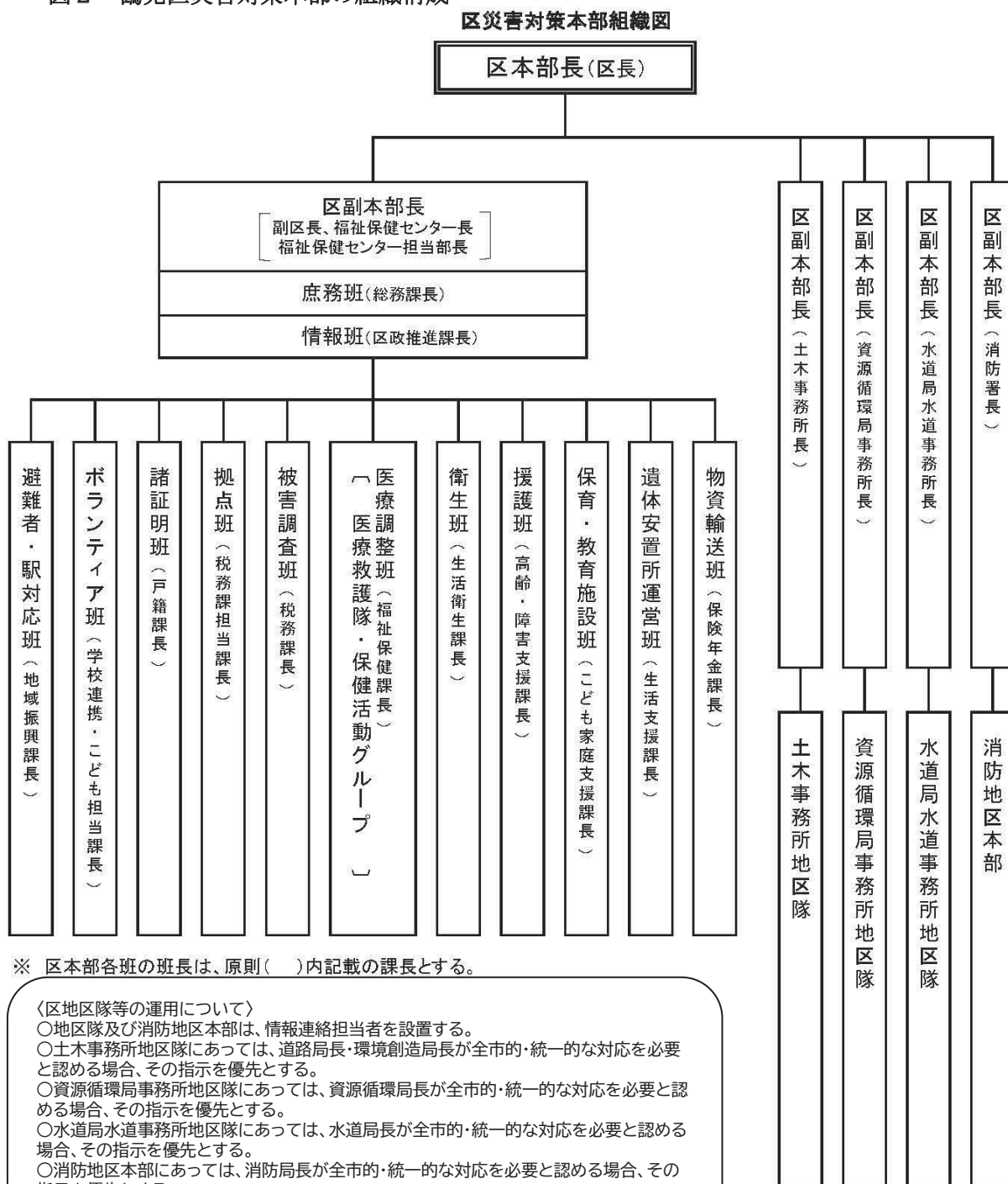


表2 鶴見区災害対策本部の事務分掌（任務分担）

班	事務分掌（担当任務分担）
庶務班	1 区本部の設置及び運営に関すること。 2 本部長命令の伝達に関すること。 3 区本部の庶務及び記録に関すること。 4 区本部内各班の連絡調整に関すること。 5 市本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 6 報道及び広報対応に関すること。 7 災害関連情報に関すること。 8 区災害対策計画の立案及び実施に関すること。 9 警戒区域の設定に関すること。 10 避難勧告等に関すること。 11 職員応援要請に関すること。 12 支援職員の受入れに関すること。 13 他都市応援職員の受入れ等に関すること。 14 職員の動員に関すること。 15 職員の厚生に関すること。 16 職員等の安否確認及び罹災状況の把握に関すること。 17 食料、飲料、燃料等の確保に関すること。 18 庁舎の管理保全に関すること。 19 所管車両の保全に関すること。 20 区本部の予算、経理に関すること。 21 区災害応急対策計画の策定に関すること。 22 区災害復旧計画の策定に関すること。 23 他の班の所管に属さないこと。 24 その他特命事項に関すること。
情報班	1 気象情報及び河川情報の収集及び伝達に関すること。 2 災害関連情報の収集分析及び伝達に関すること。 3 被害状況（人的・物的）の集約に関すること。 4 応急対策活動の集約に関すること。 5 災害関連情報の広報に関すること。 6 通信機器等の保全に関すること。 7 地区隊、警察、ライフライン機関、その他関係機関との連絡調整に関すること。 8 市立以外の学校等の公的施設の被害状況の把握に関すること。 9 指定管理施設の被害状況に関すること。

避難者・駅対応班	1 広域避難場所、帰宅困難者一時滞在施設、津波避難施設の避難者の把握に関する事。 2 補完施設の被災状況の把握に関する事。 3 避難者の安全確保に関する事。 4 二次災害防止に係る避難誘導に関する事。 5 主要駅等での情報収集・広報に関する事。 6 被害情報等の収集・伝達に関する事。 7 帰宅困難者対応に関する事。 8 帰宅困難者一時滞在施設の運営または支援に関する事。 9 その他必要な事項に関する事。
ボランティア班	1 ボランティアへの情報提供及び連絡調整に関する事。 2 ボランティア、自主防災組織等の活動状況の把握に関する事。 3 必要なニーズ等の広報に関する事。 4 区の災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する事。
諸 証 明 班	1 死亡届の受理及び火埋葬許可に関する事。 2 建物等（火災以外の被害）の罹災証明の発行に関する事。
拠 点 班	1 避難場所の開設及び運営に関する事。 2 避難場所及び周辺地域の被災状況（死者、負傷者等）、運営支援、情報収集、避難者ニーズ対応に関する事。 3 地域防災拠点運営委員会との連絡調整に関する事。 4 避難者の対応に関する事。 5 避難者への情報提供・広聴に関する事。 6 市民が任意に設置した避難場所の把握に関する事。 7 避難者の生活相談に関する事。
被 害 調 査 班	1 区内の被害状況の調査に関する事。 2 建物等(火災以外の被害)の被害認定調査の実施に関する事。 3 災害廃棄物の解体・撤去申請の受付に関する事。
医 療 調 整 班	1 仮設救護所の設置及び運営に関する事。 2 負傷者の医療援護に関する事。 3 医薬品、医療資機材等の調達に関する事。 4 医療機関の被災状況の把握に関する事。 5 診療可能医療機関の情報提供に関する事。 6 医師会、医療機関、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整に関する事。 7 患者搬送に係る連絡調整に関する事。 8 精神保健医療相談窓口の開設に関する事。 9 避難場所等の巡回診療に関する事。 10 被災者の保健活動及び保健活動グループに関する事。

衛 生 班	1 消毒及び衛生に関すること。 2 生活衛生に関すること。 3 飲料水及び食品の衛生確保に関すること。 4 動物の保護収容に関すること。 5 感染症の発生予防及び拡大防止に関すること。
援 護 班	1 要援護者のための福祉避難所の設置及び運営に関すること。 2 要援護者の安否確認、避難支援、安全確保に関すること。 3 避難場所等の要援護者の状況把握に関すること。 4 要援護者の福祉避難所の受入れに関すること。 5 被災者の生活相談に関すること。 6 福祉避難所の閉鎖及び要援護者移送に関すること。 7 応急仮設住宅への入居募集に関すること。 8 災害弔慰金、災害援護資金等に関すること。 9 被災者生活再建支援金に関すること。 10 義援金に関すること。 11 その他要援護者の支援に関すること。
保 育 ・ 教 育 施 設 班	1 保育、教育施設からの情報収集、情報提供に関すること。 2 保育、教育施設等との連絡調整に関すること。 3 区本部庶務班との連絡調整に関すること。 4 市立保育所の園児の安全確保に関すること。 5 市立保育所の施設、園庭の管理保全に関すること。 6 市立保護所の保育の早期再開に関すること。 7 市立保育所の園児の引渡しに関すること。 8 緊急保育に関すること。
遺体安置所運営班	1 遺体安置所の設置及び運営に関すること。 2 行方不明者の把握に関すること。 3 関係機関（県警、医師会、歯科医師会）との調整に関すること。 4 引取人のいない焼骨に関すること。
物 資 輸 送 班	1 区集配拠点の設置及び運営に関すること。 2 食料、救援物資等の受入れ及び配分に関すること。 3 食料、救援物資等の調達・輸送に関すること。 4 自動車、その他輸送手段の確保に関すること。 5 不足救援物資等の把握に関すること。
土木事務所地区隊	1 道路の被害状況の把握に関すること。 2 道路に係る応急対策の立案及び実施に関すること。 3 緊急輸送路等の確保に関すること。 4 路上障害物、放置車両の除去等に関すること。 5 河川、下水道管きょ、公園緑地の被害状況の把握に関すること。 6 河川、下水道管きょ、公園緑地に係る応急対策の立案、実施に関すること。

	7 工事箇所 の保全に 関すること。 8 区本部、作業隊、その他関係機関との連絡調整に 関すること。
資源循環局 鶴見事務所地区 隊	1 ふれあい収集の対象者等の安否確認に 関すること。 2 巡回による被害状況、避難場所、道路等の情報収集・提供に 関すること。 3 収集車を利用した広報、物資運搬等に 関すること。 4 トイレ対策班への応援に 関すること。
水道局鶴見水道 事務所地区隊	1 応急給水活動及びその際に得られた被災情報の提供に 関すること。 2 断水や水道の復旧情報の提供に 関すること。

※ 地区隊及び消防地区本部は、情報連絡担当者を設置する。

※ 各地区隊及び消防地区本部にあつては、関係局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

第4節 職員の配置・動員

職員は、区本部が設置された場合、この計画に定める事務分掌及びそれに基づく任務分担に応じて、全力をもって災害応急対策に従事します。

第1 職員の配備体制

1 警戒本部設置時の配備

区危機管理責任者（副区長）は、区警戒本部を設置したときは、原則として災害対策配備基準表に定める1号又は2号配備を基本とした体制をとるものとし、災害等の規模及び態様に応じて、人員を増強、又は縮小できるものとします。

2 災害対策本部設置時の配備

- (1) 区本部長は、区本部を設置したときは、災害等の規模及び態様に基づき、災害対策配備基準表の3号、4号又は5号のいずれかの配備体制をとるものとし、災害等の規模及び態様に応じて人員を増強、又は縮小できるものとします。ただし、市本部長が配備体制を示して配備指令を発令した場合は、その配備体制をとることとし、市本部長の承認がない限り、人員を縮小することができないものとします。
- (2) 市本部が設置されていない間において、区本部を設置した場合は、区本部長は、前記(1)により配備体制を発令します。

3 配備基準

配備体制の内容及び発令基準は、次のとおりです。

なお、配備人員については、横浜市警戒体制及び警戒本部等の設置に関する要綱に準じます。また、各地区隊については、別に基準を定めます。

表3 災害対策配備基準表

種 別		配 備 体 制	発 令 基 準
警 戒 本 部	1号配備	局地的な被害の発生が予想される場合又は発生した場合に対応するため情報収集連絡及び小災害に対処できる体制とする。	台風又は局地的大雨等により、局地的災害の発生が予想される場合に発令する。
	2号配備	局地的な災害が発生し始め、更に被害地域の拡大が予想される場合で応急措置及び防除活動を行うことができる体制とする。	台風又は局地的大雨により、局地的災害が発生し始めた場合に発令する。
災 害 対 策 本 部	3号配備	災害の発生が数区にわたり、更に拡大の可能性が強く、災害防除の措置を強化し、災害の拡大を防止するために必要な諸般の応急活動ができる体制とする。	市域を対象とする特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪）が発表された場合及び台風又は局地的大雨により数区にわたって災害が発生した場合に発令する。
	4号配備	数区において被害が甚大となり、更に拡大の可能性が強く、災害防除及び救助体制を更に強化し、応急活動ができる体制とする。	台風又は局地的大雨等により、数区で甚大な被害が発生し、更に市内全域に被害が拡大する可能性がある場合に発令する。
	5号配備	市内全域に被害が続発している場合又は増大しつつある場合で、緊急に総力をあげて対処する体制とする。	台風又は局地的大雨等により、市内全域に被害が続発している場合、又は増大しつつある場合に発令する。

4 勤務時間内の職員配置

警戒本部又は本部設置時は、必要に応じて通常業務を一部縮小又は停止して、あらかじめ定めた任務分担により職員は配備につきます。

5 勤務時間外の職員配置

職員は、区警戒本部又は区本部が設置された場合、別に定める動員計画又は次章第2節 第3の規定に基づき参集します。

区本部長は、職員の参集状況に応じ、順次、優先して応急対策を実施する必要のある班を編成します。この場合、優先して編成する班にあらかじめ定められた職員以外の職員を指名して配備につけ、応急活動を命ずることができます。

6 区本部への応援体制

- (1) 区本部長は、区本部の要員が不足し、災害応急対策に支障が生じるおそれがあるときは、市本部長に、他の区本部又は各局からの職員派遣を要請します。
- (2) 各局及び被害が少ない区は、自ら災害対応を行うとともに、派遣可能な最大限の職員を被害の多い区に一定期間派遣します。

第2 職員の動員体制

区警戒本部又は区本部が設置された場合に職員は、前記第1の1又は2の規定に基づき、動員命令が行われた場合は、自発的にバイク、自転車等できる限り早期に動員できる有効な手段(自家用車を除く。)を用いて、直ちに動員しなければなりません。また、動員時に自身の安否情報及び動員情報を職員安否・参集確認システム等を用いて報告します。

第5節 情報の収集・伝達【庶務班、情報班】

第1 情報受伝達方針

次の3項目とします。また、収集する情報の種類は次のとおりです。

- (1) 災害応急対策には、区内の災害・被災情報の早期把握が重要となることから、区本部で正確かつ迅速な情報の収集・伝達を実施し、対処方針の迅速な決定や応援要請等の判断をします。
- (2) 防災関係機関や区民等からの様々な情報についても整理・活用します。
- (3) 災害時の広報活動は、人心の安定、災害応急対策の促進などの観点からあらゆる手段を用いて積極的に実施します。

第2 情報収集手段及び情報の種類

様々な情報収集ツールを活用し、情報を収集します。収集する情報の種類は表4から表6のとおりです。

また、これらの情報収集ツールは警報発表後も有効に活用します。

1 Web サイトからの情報収集

- (1) 気象庁防災情報 (<http://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>)
- (2) 神奈川県土砂災害情報システム
(<http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/map.php>)
- (3) 横浜市一般気象情報
(http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/kikikanri/weather/ippan1/index_warning.html)
- (4) 横浜市防災情報 (<http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/kikikanri/weather/top/>)
- (5) XRAIN雨量情報 地域選択 (<http://www.river.go.jp/xbandradar/index.html>)
- (6) 横浜市水防災情報のページ (http://mizubousaiyokohama.jp/suii_area.cgi)
- (7) デジタル台風 (<http://agora.ex.nii.ac.jp/digital-typhoon/help/tyinfo.html.ja>)
- (8) 川の防災情報 (<http://www.river.go.jp/>)
- (9) 京浜河川事務所 (<https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/>)

2 テレビ等のニュースによる情報収集

例えば、NHKでは、朝の時間帯は10～20分に1回程度、その他の時間帯でも1時間に1回程度の割合で気象情報を流しているほか、データ放送による情報収集も可能です。

3 総務局危機管理室からの防災情報の確認

総務局危機管理室が、日本気象協会から入手した気象情報を定期的にメール配信するものです。本市に影響するおそれがある台風、低気圧、前線等についての情報が配信されます。

表4 情報の種類

情報区分	情報の概要
気象特別警報	横浜地方気象台が発表する横浜市域に関する特別警報（波浪、高潮特別警報を含む。）※特別警報は、法律上は警報の一種である。
気象警報	横浜地方気象台が発表する横浜市域に関する警報（波浪、洪水、高潮警報を含む。）
気象注意報	横浜地方気象台が発表する横浜市域に関する注意報（波浪、洪水、高潮注意報を含む。）
気象情報	横浜地方気象台が発表する警報・注意報に先立つ注意喚起や警報・注意報の補完のための情報
土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、神奈川県と横浜地方気象台が共同で発表する情報
土砂災害緊急情報	大規模な土砂災害が急迫している状況において、国土交通省又は神奈川県が重大な被害の想定される区域・時期について発表する情報
土砂災害警戒判定メッシュ情報	土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生危険度を5km（メッシュ）毎に階級表示した情報
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に横浜地方気象台が発表する情報
水防警報	水防法第16条の規定により国土交通大臣及び神奈川県知事が指定した河川について発表する警報
洪水予報	国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同して発表する多摩川の洪水予報、又は京浜河川事務所と横浜地方気象台が共同で発表する鶴見川の洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）
河川情報	水防警報以外の、河川の水位、潮位等による河川等の状況（護岸等の被害を含まない。）に関する情報
災害情報	現場での活動を必要としている、又は活動中の火災・建物崩壊・崖崩れなどの情報（災害の推移状況を含む。）
被害情報	災害により受けた、生命・身体・財産等の被害で、職員等が調査を実施して確定した被害の情報
避難情報	避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）・屋内安全確保の指示、避難場所の開設等の避難に関する情報
活動情報	本部運営状況、被災者に対する給水活動、食料の供給等の救助活動（災害救助法が適用された場合を含む。）等の情報

表5 観測情報の種類

気象解析等業務委託機関からの情報	横浜防災気象情報、天気予報、降水短時間予測、気象レーダー、アメダス、気象衛星ひまわり雲画像、天気図、台風情報、地震情報、津波予報、警報注意報
本市の観測機器等による情報	環境創造局雨量監視システム（レインアイよこはま）、道路局河川水位・遊水地情報、港湾局潮位観測情報、消防局雨量情報、横浜市地震情報

表6 横浜防災気象情報

時系列予測情報	発表時刻から明後日の48時間後までの天気及び1時間ごとの降水量に関する予報	
降水量情報	発表時刻から24時間後まで及び24時間後から48時間後までの期間の総降水量、1時間最大降水量、3時間最大降水量の予測	
臨時情報 (警戒情報)	大雨(雪)監視情報	1時間雨量10mm以上が予測される場合(警戒情報「大雨に対する監視が必要です。」)
	大雨(雪)監視情報	1時間雨量10mm以上が予測される場合又は3時間雨量30mm以上が予測される場合(警戒情報「大雨に対する監視強化が必要です。」)
概況	気象解析等業務委託機関の気象予報士による気象に関する概況説明	

ア 危機管理宿日直職員、区防災宿日直職員及び災害応急対策員は、勤務時間外において、危機管理システム又は気象解析等業務委託機関のシステムの端末機により、上記の横浜防災気象情報を定時に確認し、市内の気象状況を把握する。

イ 危機管理システムの端末機に障害が生じた時は、総務局危機管理室情報技術課長(勤務時間外においては、災害応急対策員)が各区役所に有線又は無線ファクシミリで伝達する。

第3 気象庁の発表する注意報、警報及び特別警報

横浜地方気象台は、県内及び沿岸の海域において気象、洪水、高潮による災害及び被害の発生するおそれのある場合に地域を分けて注意報又は警報を発表し、住民や防災関係機関の注意や警戒を喚起します。

1 警報及び注意報の種類及び発表の基準等

警報・注意報の種類及び発表基準のうち、計画により区警戒本部以上の設置が必要なものは、次のとおりです。

種類	基準要素	注意報	警報
大雨	表面雨量指数※ ¹	11 以上	15 以上
	土壌雨量指数※ ²	63 以上	109 以上
大雪	12 時間の降雪の深さ	5 cm	10cm
洪水	複合基準※ ³	鶴見川 (9, 15.8) 1 時間雨量 30mm 又は指定河川洪水予報による基準：鶴見川 (亀の子橋・綱島)	鶴見川 (9, 22.3) 1 時間雨量 45mm 又は指定河川洪水予報による基準：多摩川 (田園調布 (上))、鶴見川 (亀の子橋・綱島)
	指定河川洪水予報による基準	鶴見川 (亀の子橋・綱島)	多摩川 (田園調布 (上)) 鶴見川 (亀の子橋・綱島)
暴風	平均風速		25m/s
強風	平均風速	12m/s	

暴風雪	平均風速		25m/s で雪を伴う
高潮	潮位	東京湾平均海面上 1.4m	東京湾平均海面上 2.3m

- ※1 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標。解析雨量、降水短時間予報等をもとに、1km四方の領域ごとに計算する。
- ※2 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報等をもとに、5km四方の領域ごとに計算する。
- ※3 複合基準は（表面雨量指数・流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

2 警報発表時に、さらに上乗せされる情報

避難勧告等の発令基準にもなる、次の情報があります。

(1) 記録的短時間大雨情報

神奈川県「記録的短時間大雨情報」は、1時間に100mmを超えた場合に発表します。

(2) 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう発表されるものです。

(3) 多摩川、鶴見川洪水予報（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）

・ 鶴見川洪水予報

京浜河川事務所と気象庁横浜地方気象台が共同で発表するものです。

・ 多摩川洪水予報

国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同で発表するものです。

※ 洪水予報の種類と発表基準

・ 氾濫注意情報（〇〇川氾濫注意情報）

氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき。

・ 氾濫警戒情報（〇〇川氾濫警戒情報） **避難準備・高齢者等避難開始【レベル3】**

避難判断水位に到達した時、あるいは水位予測に基づく氾濫危険（危険水位）に達すると見込まれたとき。

・ 氾濫危険情報 **避難勧告【レベル4】** さらに危険時は、**避難指示（緊急）【レベル4】**

氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき。

・ 氾濫発生情報 **災害発生情報【レベル5】**（命を守るための最善の行動を）

氾濫が発生したとき。

※ 予報地点及び水位

河川	予報地点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
鶴見川	綱島	3.00m	3.50m	4.00m	4.80m
多摩川	田園調布（上）	4.50m	6.00m	7.60m	8.40m

3 特別警報の種類及び発表の基準

特別警報は、横浜地方気象台が発表する一般の利用に適合する警報の一種で、警報の発表基準をはるかに超える気象等の現象により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想される場合に行います。

特別警報の種類及び発表の基準

種類	発表の基準
大雨	台風や局地的大雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度な台風や同程度の温帯低気圧により大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度な台風や同程度の温帯低気圧により暴風が予想される場合
高潮	数十年に一度の強度な台風や同程度の温帯低気圧により高潮が予想される場合
波浪	数十年に一度の強度な台風や同程度の温帯低気圧により高波が予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度な台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

特別警報の指標

現象の種類	特別警報の指標
大雨	次の①又は②のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合 ① 48時間雨量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km四方の格子（メッシュ）が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現した場合 ② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現した場合（ただし、3時間降水量が150mmを超える格子のみをカウント）
暴風	伊勢湾台風級（中心気圧930hpa以下、風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合 ・台風については中心気圧、風速を保ったまま中心が接近・通過すると予想される地域における大雨・暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表 ・温帯低気圧については風速50m/sが予想される地域における大雨・暴風（雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表
高潮	
波浪	
暴風雪	
大雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

※ 横浜の雨に関する 50 年に一度の値

48 時間雨量：360 mm、3 時間雨量：138 mm、土壌雨量指数：229 mm

※ 横浜の 50 年に一度の積雪深値

32 cm（ただし、積雪深ゼロの年もあり、50 年に一度の値の信頼性が低いため、あくまでも参考値として示されているもの）

4 水防活動の利用に適合する警報及び注意報

暴風雨、大雨、洪水、高潮により、重大な水害又は被害の発生するおそれがある場合に行うことになっている水防活動用の気象警報及び注意報は、前記1の大雨警報及び注意報の発表をもって代ることとし、水防活動用の洪水及び高潮に関する警報及び注意報は、前記1の洪水及び高潮に関する警報及び注意報の発表をもって代えることとします。

第4 情報受伝達体制等

1 通信手段の確保

区本部長は、次に示すあらゆる通信手段を活用して、情報受伝達体制の確保に努めます。

- (1) 本市の保有する無線通信網
- (2) 危機管理システム
- (3) 加入電話及び庁内電話
- (4) ファクシミリ
- (5) アマチュア無線等
- (6) 伝令の派遣

2 情報収集員

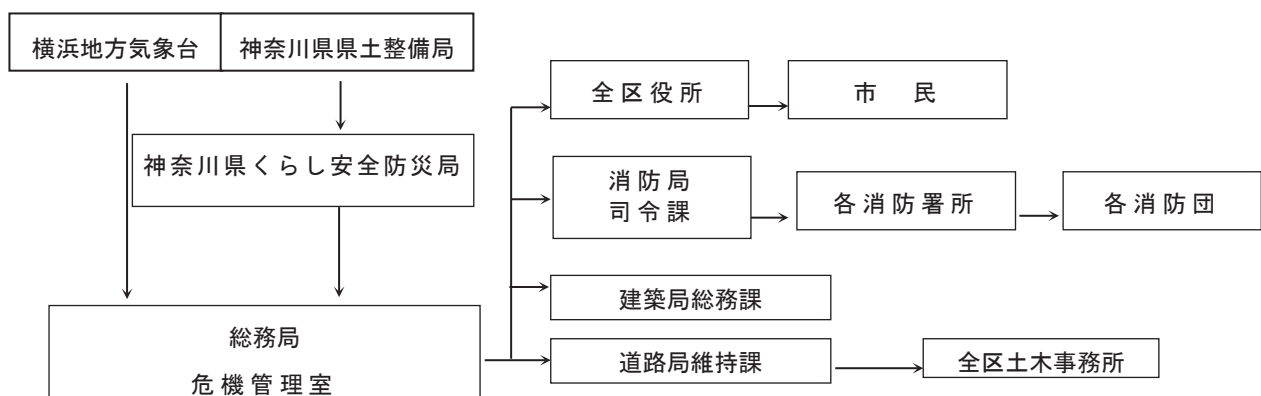
各地区隊長は、必要に応じて、情報収集員を区本部に派遣し、情報連絡にあたります。また、各地区隊長は、人員等により区本部に派遣することが困難な場合には、区本部からの人員の派遣を要請し、派遣された区本部からの情報収集員に情報を伝えます。また、警察署等の外部関係機関についても情報共有のための連携を図ります。

なお、区本部長は、必要に応じ、情報収集員1人以上を市本部に派遣し、区本部との情報連絡にあたせることができます。

第5 土砂災害警戒情報の受伝達

市内土砂災害警戒区域等における土砂災害警戒情報は、次の受伝達系統図により伝達されます。

土砂災害警戒情報受伝達系統



区本部長は、必要に応じて、所管する施設の管理者等に連絡し、施設利用者へ伝達します。

なお、区本部長は、土砂災害警戒区域内（土砂災害警戒区域が指定されていない区については、土砂災害危険箇所内）に横浜市防災計画「資料編」に定められた要配慮者施設がある場合には、ファク

シミリ、Eメール等により土砂災害に関する情報等を伝達します。

区長は、神奈川県県土整備局砂防海岸課が提供する土砂災害警戒情報を補足する情報を把握し、避難勧告等の発令及び屋内安全確保の参考とします。

※ URL <http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

土砂災害警戒情報の発表対象地域は、次の2つに分割されます。

発表対象地域名称	地域
横浜市北部	鶴見区、神奈川区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、泉区、瀬谷区
横浜市南部	西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区

第6 水防警報の種類、内容及び発表基準等

国土交通大臣及び神奈川県知事は、あらかじめ指定した河川及び海岸について、水防法第16条第1項に基づく水防警報を行うが、その種類、内容及び発表基準は次のとおりです。

種類	内容	発表基準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。	気象、予警報等及び河川、海岸等の状況により特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関の出動を準備させる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、はん濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。又は水位流量等、その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、又は既にはん濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。又ははん濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。

第7 災害情報の収集、報告及び記録

1 情報収集・伝達の実則

災害情報については、市本部と区本部との情報受伝達は防災行政無線（ホットライン）の活用を

原則とします。

ホットラインが使用できない場合及び他施設との情報受伝達については本市のその他の無線通信網を活用することとし、次いで加入電話及び庁内電話、パソコン・携帯電話のEメールなど、あらゆる通信手段を活用することとします。

2 区本部の報告

区本部は、次の情報を収集し、市本部に速やかに報告します。

(1) 発災直後の情報事項

人的被害、物的損害及びその他の応急対策上必要な情報並びに職員参集状況について、目視や巡回、住民からの通報等により収集します。

(2) 中間報告

被災状況全般を集約し、報告します。

(3) 最終報告

被害の発生がおおむね終息し、さらなる被害拡大のおそれなくなった時点で、被害最終報告をします。

3 報告する被害種別

人的被害	死者数、行方不明者数、負傷者（重症、軽傷）数
住家被害	全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水の棟数、世帯数、人員数
非住家被害	全壊、半壊、一部破損、浸水、その他の浸水の棟数
その他の被害	田畑の流出・埋没又は冠水面積、文教施設の被害箇所数（1施設1箇所とする。）、病院の被害箇所数（1施設1箇所とする。）、道路の被害箇所数、橋りょうの被害箇所数、河川の被害箇所数、港湾の被害箇所数、砂防施設の被害箇所数、清掃施設の被害箇所数、土砂災害の箇所数、鉄道不通の箇所数、被害船舶の隻数、断水戸数（水道）、供給停止戸数（ガス）、通話不能回線数（電話）、停電戸数（電気）、ブロック塀の被害箇所数、その他の被害箇所数等
罹災世帯数 罹災者数	—

4 災害情報の記録

区本部長は、災害情報を緊急度、重要度等に区分し、速やかに関係部署に伝達するとともに、それを正確に記録することとします。

また、事後の振り返り・検証等のため、活動内容を記録・整理し、保存しておくとともに、必要に応じて、写真・ビデオ等による撮影を行います。

第8 災害時広報・報道

横浜市防災計画（風水害等対策編）第7章第14節「広報活動」に基づき実施します。

第9 広聴・相談活動

1 臨時区民相談室の開設

区本部長は、被災生活の不安の解消、生活の立て直し、自力復興を促進するため、臨時区民相談室を開設し、問い合わせ、相談、要望に対応します。窓口は状況に応じて、区役所や避難場所等において開設します。

2 災害時コールセンターの設置

横浜市防災計画（風水害等対策編）第7章第15節「広聴活動」に基づき実施します。

第6節 水防活動【庶務班、土木事務所地区隊、消防地区本部】

第1 水防活動の内容

1 河川等の監視、警戒

道路局河川部、土木事務所、消防署等は、随時、区域内の河川等（下水等の内水を含む、以下同じ。）を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに道路局河川管理課（道路局情報収集班）を通じ、河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めます。

気象の悪化が予想されるときは、監視及び警戒をさらに厳重にし、事態に即応した措置を講じます。

2 水防用資機材の調達

土木事務所は、水防活動に伴う必要な資機材として、本市水防倉庫備蓄資機材を使用するとともに、緊急調達の方法についてあらかじめ定めておきます。緊急調達してもなお不足する場合は、神奈川県水防支部長に対して資機材の提供を要請します。

3 決壊等の通報及び決壊後の措置

(1) 決壊等の通報

区本部長は、堤防等が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、直ちにその旨を該当する河川に応じ横浜治水水防支部、相模原土木水防支部、藤沢土木水防支部、川崎治水水防支部及び氾濫が予想される隣接市町村に通報します。また、鶴見川（国土交通省管理区間）の決壊等については、京浜河川事務所に通報します。

(2) 決壊後の措置

堤防等が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合、区役所及び消防署は住民の救出及び避難を第一に行い、土木事務所は横浜建設業防災作業隊等の機関と協力し決壊箇所に応じた水防工法を行い、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めます。

第2 水防活動の業務分担

水防活動は、総務局、環境創造局、道路局、消防局及び区警戒本部（区本部）が密接に連携を図り実施します。

また、現場活動においては、区警戒本部（区本部）、消防署（消防地区本部）、消防団、所轄警察署等が相互に連絡をとり、効果的に実施します。

総務局	1 大雨、洪水等の気象注意報・警報及び台風に関する情報の各区局への通報 2 水防警報の各区局への通報 3 被害情報の収集及び集約 4 複数の区にまたがる広域的な避難の準備、勧告又は指示
環境創造局	1 水再生センター、ポンプ場の操作の確保 2 公共下水道施設に係る被害状況の把握 3 公共下水道施設の建設工事箇所の被害防止措置の実施
道路局	1 水防警報の各土木事務所への伝達及び配備指令 2 道路、河川・水路等の被害状況把握と総務局への報告 3 道路、河川・水路等の被害箇所の応急対策立案・実施

区警戒本部 (区本部)	1 危機管理システム又は危機管理室から受信した気象情報等の土木事務所(土木事務所地区隊)及び区域の防災関係機関への通報 2 土木事務所(土木事務所地区隊)、消防署(消防地区本部)との連絡、また、気象の悪化が予想される場合は重点区域に対する厳重な警戒巡視の実施、事態に即応した措置の実施 3 区域の被害状況の集約、市本部への報告 4 区域住民に対する広報の実施 5 避難勧告等の発令及び実施 6 大雨により河川等の増水が予想される場合の、土木事務所及び消防署への親水拠点等河川安全パトロール等の要請
土木事務所 (土木事務所地区隊)	1 水害を未然に防止するため管内の河川等又は遊水池等の水位の観測及び重要水防箇所等の監視 2 建設工事現場において、工事現場、あるいはこれに伴う市民への二次的な被害が予想される場合の、建設現場での二次災害の発生の未然防止策の実施 3 水防工法を実施する必要がある場合の、横浜建設業防災作業隊に対する出動等の指示の実施及び技術的な指導 4 河川等から溢水するおそれがある場合又は堤防の決壊場所等において水害防止又は軽減を図るための、積土のう、せき板等の水防工法の実施 5 降雨や河川の水位等の情報収集 6 区警戒本部(区本部)、消防署(消防地区本部)、あるいは県の機関等との連絡 7 管内の河川、下水道施設(水再生センター、ポンプ場を除く。)の被害状況の把握、被害箇所の応急措置の実施、環境創造局又は道路局への連絡 8 大雨により河川等の増水が予想される場合の、区警戒本部(区本部)からの要請による、親水拠点等河川安全パトロール等の実施

第7節 土砂災害応急対策

第1 早期の避難対策【庶務班・土木事務所地区隊・消防地区本部】

区本部長は、危機管理システムにより区域の降雨量を把握するとともに、消防署（消防地区本部）、土木事務所（土木事務所地区隊）、住民等と協力し、大雨警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたとき又は区域内に相当の降雨があったときは、次により住民等の早期の避難対策を講じます。

なお、区本部長は、土砂災害警戒情報が発表された場合は、即時避難勧告対象区域[※]の住民等に対して避難勧告を発令します。その他の崖地についても、住民等からの前兆現象の通報等により、適宜、避難勧告等を発令します。

※ 崖崩れが発生した場合に人家に著しい被害を及ぼす可能性がある崖地としてあらかじめ指定した区域（7箇所）指定緊急避難場所（4箇所） 令和2年現在

1 事前の避難

危険が予想される危険箇所周辺の区民に対しては、人命の安全を第一とし、迅速かつ沈着な行動をとり避難するよう、具体的な指導を行います。

2 緊急警戒・巡視

土砂災害の発生が予想される場合は、次の箇所を中心に崖地の警戒・巡視体制を強化します。

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域（特に工事施工前、施工中のものを重点に行う。）
- (2) 土砂災害警戒区域等
- (3) 宅地造成中の箇所（施工者への災害防止指導）
- (4) 災害経歴箇所（特に最近崖崩れがあった箇所を重点に行う。）

3 住民等への情報伝達

区本部長は、土砂災害警戒情報が発表されたときや崖崩れの前兆現象を把握したときなど土砂災害の発生が予想される場合は、鶴見区「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難勧告等を発令し、住民等に伝達します。特に、具体的に危険が予想される住民等に対しては、個別伝達に努めます。

4 要援護者の避難対策【援護班】

要援護者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力も得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めます。なお、即時避難勧告対象区域の要援護者の避難場所として、寺尾地域ケアプラザを開設します。

第2 救出・救護対策

負傷者、死者、行方不明者が多数発生した土砂災害においては、必要に応じて現地災害対策本部を設置し、被災した住民等の安否を確認するとともに、防災関係機関と連携・協力して二次災害の防止に留意しつつ行方不明者の捜索・救出を行うことになります。

その際の区本部の主な役割は、次のとおりです。

1 応援の要請

救出にあたり、重機等が必要なときは、横浜建設業防災作業隊等に応援を要請します。

2 仮設救護所の設置

土砂災害により負傷者が多数発生した災害現場においては、必要に応じて仮設救護所を設置し、医療救護班の医師の指示のもとに重症度選別を実施し、迅速な救護活動を実施します。

第3 二次災害防止対策

1 崖の監視

行方不明者等の搜索活動、応急工事等に当たっては、区役所（土木事務所地区隊を含む。）、消防隊等が協力し、降雨等の気象状況に十分な注意を払うとともに、崩壊面及びその周辺斜面、堆積土砂等について監視を行います。

2 被災宅地の調査

豪雨等に伴い宅地災害が広範囲に発生した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握するため「被災地宅地危険度判定士」の協力を得て調査を行います。

3 警戒区域の設定等

安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難勧告等を継続するとともに、第5章第2節「警戒区域の設定及び立ち退き」に定めるところにより、警戒区域の設定、立入規制等必要な措置を行います。

4 再崩壊の防止

降雨継続時においては、作業の安全を確保した上で、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路等の簡易な応急措置により再崩壊の防止に努めるものとします。

土砂災害が起き、放置すればさらに崩壊を生じて、人命・財産等の被害が拡大する等、いわゆる二次災害が発生するおそれのある場合には、協定を締結した横浜建設業防災作業隊に応急仮設工事の実施を依頼します。

5 応急対策事業等の実施

崩壊した崖面に防災シート被覆等を行うなどの応急資材整備事業を実施するとともに、土地所有者等が実施する応急仮設工事や緊急応急対策工事について、それぞれの実施要綱に基づき工事費用の助成を行います。

第8節 公の施設における災害時の対応【各班】

第1 基本的事項

1 関係機関の連携

公の施設を所管する局、消防署等の関係機関は相互に緊密な連携をとるとともに、災害の発生等に備え、あらかじめ具体的な諸活動にかかる対策を定めておきます。

2 初期対応

公の施設の特長等を考慮し、次の事項を効果的かつ速やかに実施します。

- (1) 情報の収集及び伝達
- (2) 利用者の安全確保
- (3) 施設の保全、指示の徹底
- (4) 災害の状況に即した適切な対応
- (5) 被害状況の報告等

第2 応急活動

1 連絡体制

(1) 所管施設との連絡等

区本部は、気象注意報、警報その他の情報等について、所管施設に伝達するとともに、施設の特長等を考慮し、状況に即して必要な指示の伝達、被害情報等の取りまとめを実施します。

(2) 市本部への連絡

区警戒本部（区本部）の情報収集責任者（庶務班長）は、区役所の所管する公の施設に被害が発生した場合は、無線ファクシミリ、ホットライン等により総務局危機管理室（市本部本部運営チーム）に速報します。

2 公の施設の活動

(1) 鶴見区各課及び関係区局との連携

公の施設の施設管理者（指定管理者を含む。）は、利用者、来訪者等の態様、施設所在地域における地象、水象等の異変等に十分注意し、所管区局及び関係区局等に対し、必要な連絡・報告等緊密な連携に努めるものとします。

(2) 要援護者を対象とする施設の対応

要援護者を対象とする福祉施設等においては、有事における避難、誘導及び保護者等に対する連絡等の活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を定めておくとともに、災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、施設の実情に即して時期を失することなく、適切な対応を実施します。また、応急対応を実施した場合、被害が発生した場合等においては、速やかにその旨を所管区局等に報告し、必要な措置等の指示を受けるものとします。

●第4章 台風接近前の応急対策

第1節 情報収集と分析【各班】

風水害の被害の発生は、地震と異なり一定の予測が可能です。このため、事前にしっかりとした情報収集ができていれば、その発生を予想し、余裕を持って行動するなど事前の対策を講じることができます。

特に、近年勢力が強大化している台風については、ゲリラ豪雨と違いかなり前からの事前予測及び事前対策が可能であることから、特別な対応とします。

第1 情報収集ツール

第3章 第5節 第2「情報収集手段及び情報の種類」の情報収集手段等を活用します。

第2 情報分析

情報を収集するだけでは意味を持ちません。収集した情報を分析し、今後の災害発生危険の予測等に役立てることが重要です。

1 警報等の種類

今後発生する災害危険の予測には、どのような気象警報が発せられる可能性があるかを検討する必要があります。

(1) 特別警報（大雨、暴風、波浪、高潮、暴風雪、大雪）

警報の発表基準をはるかに超える気象等の現象により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想される場合に発表されます。

(2) 警報（大雨、洪水、暴風、波浪、高潮、暴風雪、大雪）

気象等の現象により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表されます。警報の種類において、波浪、洪水及び高潮を除く警報を総称します。大雨警報に関しては、警戒が必要な災害（土砂災害、浸水害）について、その旨を示して発表されます。

(3) 記録的短時間大雨情報

神奈川県「記録的短時間大雨情報」は、1時間雨量が100mmを超えた場合に発表されます。

(4) 土砂災害警戒情報（横浜市北部に発表＝鶴見区）

大雨による土砂災害の危険度が高まった時、神奈川県と横浜地方気象台が共同で発表します。

(5) 多摩川、鶴見川洪水予報

多摩川に洪水による被害の発生が予測される場合に国土交通省関東地方整備局と気象予報部が共同して多摩川洪水予報（多摩川氾濫情報、同警戒情報、同危険情報、同発生情報）が発表されます。

鶴見川に洪水による被害の発生が予測される場合に京浜河川事務所と横浜地方気象台が共同して鶴見川洪水予報（鶴見川氾濫情報、同警戒情報、同危険情報、同発生情報）が発表されます。

2 情報の分析

収集した情報を基に、台風の今後の発達見込及び進路など、過去同程度の台風による気象状況と照らし合わせることで、本市上空を通過するときの状況を予測します。

第2節 初動体制の事前検討

災害が発生すると予測される時刻を0時00分として、そこからさかのぼる形で対策を検討するタイムラインという考え方を基本として、事前対策を実施します。

第1 情報収集及び情報分析結果に基づいた被害予測【庶務班】

前節により分析した結果に基づくほか、過去の被害状況を確認することにより、被害の発生予測を行います。

また、被害発生予測に伴う、避難場所開設方針を決定します。

第2 警報等発表予測【庶務班】

情報収集の結果及び情報分析に基づき、警報発表時間等の予測を立てます。

なお、台風の場合、横浜市最接近のおおむね12時間前には警報の発表があるという前提で予測することとしますが、速度、進路等刻々と変化する最新情報を参考に、適宜修正します。

第3 台風接近時における配備体制【各班】

台風接近に関しては、通常の警報発表に伴う輪番体制より早い段階でかつ厚めの配備体制が必要です。前記1及び2に基づき、公共交通機関の運行状況等を勘案しながら、職員の配備体制を決定します。配備体制の原則は次のとおりです。

1 総務課輪番

輪番体制を解除し、全員配備とします。

2 輪番各班

台風の規模によっては輪番体制を解除し、全員配備とすることも検討します。

3 配備対象者

1号から3号配備体制の職員のうち、事前に職員動員計画を作成して、配備強化を図ることとします。

4 土木事務所

状況に応じ判断します。

第4 防災宿日直体制【庶務班】

台風の最接近が閉庁日又は夜間となることが予想される場合又は警報発表が閉庁日となることが予想される場合には、防災担当を中心とした宿日直体制を運用します。

第5 情報提供の徹底【各班】

消防・警察との情報共有をするとともに、臨時部課長会議等を早期に開催し、情報提供及び情報共有の徹底を図ります。

また、各課長を中心に事前の情報収集結果により臨時部課長会議等の開催が予想される場合は、台風の状況及び災害発生並びに災害対応の可能性について、職員に周知します。

第3節 避難勧告等の発令が予想される場合の事前調整【総務課】

前記第1節により、事前の被害及び警報等発表並びに台風の最接近時間等の予測に基づき、避難勧告等を発令する可能性が高いと判断した時は、事前に次の調整を行います。

第1 大きな被害のおそれがある地域への広報活動

- (1) 即時避難勧告対象区域※については、避難勧告等の発令に備え、広報及びポスティングによる周知等を実施します。

※ 「土砂災害警戒情報」が横浜市北部に発表された時に避難勧告を発令する区域です。

- (2) 洪水浸水想定区域については、早めに避難勧告対象区域と避難場所を検討し、区のホームページやTwitter等で広報します。

第2 避難場所の選定

前記第1の地域に居住する住民が避難行動を実施する場合の受入先として、避難場所をあらかじめ選定します。選定の優先順位は次のとおりです。

なお、福祉避難所については、当該地域の要援護者情報等を勘案し、開設を検討します。

- (1) 指定緊急避難場所（小中学校31校）
即時避難勧告対象区域の対象者に対する指定緊急避難場所（地区センター等）
- (2) 洪水浸水想定区域外で協定等を締結している施設
- (3) その他の公共施設・自治会館・町内会館等

第3 避難場所施設管理者等への連絡

それぞれの避難場所の施設管理者等に対して、避難場所開設についての協力を事前に依頼するとともに、夜間等不在時の解錠等についての方針を決定します。また、拠点運営委員長や自治会町内会にも避難場所を開設したことを連絡します。

第4 情報発信準備

避難勧告等の発令時には、鶴見区のホームページ、Twitterによる情報発信を実施することが想定されるため、あらかじめ広報案文を作成しておくこととします。

第5 配車計画

避難勧告等の発令時は、情報発信とともに広報活動も重要であることから、前記第2節の第3で決定した職員の配備体制に基づき、車両の確保及び広報活動に従事する職員の選定を進め、事前に配車計画を作成し、燃料を補給します。

●第5章 避難と受入れ

第1節 避難勧告等【庶務班、情報班】

風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、区民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、要援護者の避難支援対策を充実・強化する必要があります。このため、避難勧告等、住民に対して避難を呼びかけるとともに、要援護者等、避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達します。

また、夜間や大雨等により既に浸水が始まっており、足元が見えない等の状況の場合や、竜巻のように、災害の性質や発災時の状況によっては、あらかじめ指定した避難場所等の屋外に避難することによって危険が及ぶおそれがあることから、状況に応じて自宅等の2階や近隣の建物の2階以上に避難して身の安全を確保する「屋内での待避その他屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での安全確保措置」という。）」をとるよう指示します。

第1 避難勧告等の区分

次のとおりです。

区 分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	要援護者等、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・ 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、あらかじめ指定した避難場所等への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、あらかじめ指定した避難場所等への避難行動を開始
避難指示（緊急）	・ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	・ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

第2 避難勧告等の発令及び実施【庶務班】

避難勧告等は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、次のとおり、区長名で行います。ただし、複数の区にまたがる場合は市長名で行います。

避難勧告等を発令する場合には、事前に総務局危機管理室との連絡を密にし、継続的な協議を実施します。

1 避難準備・高齢者等避難開始

区本部長は、避難のために立退き準備を促すため、災害が発生するおそれがある場合等において必要と認める地域の住民等に対し、避難準備・高齢者等避難開始を発令します。発令の際には、避難行動に時間を要する要援護者等に対して立ち退き避難を促すとともに、その他の人は避難の準備を整え、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することを促します。

2 避難勧告・指示（緊急）

区本部長は、災害のおそれがある場合等において特に必要と認める地域の住民等に対し、避難行動をとらせる必要が生じた場合に避難行動が必要な地域を示して発令する。

避難勧告・指示（緊急）の発令時には、指定緊急避難場所等への避難とともに、外が危険な場合には、近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保※をとることを併せて伝達します。

※屋内安全確保

① 建物の2階以上などへの避難（垂直避難）

屋内の2階以上の安全を確保できる高さへの移動

② 建物内の安全な場所で待避

夜間や危険が差し迫っている場合など、屋外へ避難するとかえって命に危険を及ぼしかねない場合は、崖の反対側など建物内のより安全な場所で待避します。

3 避難勧告等の実施

避難勧告等の実施は、避難を必要とする現地の状況に応じて、区役所職員、消防署員等が行うものとし、警察署等の防災関係機関の協力を得て、人命の安全確保を最優先に実施します。

第3 避難勧告等の伝達及び避難誘導【庶務班】

- (1) 区本部長及び消防地区本部長は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、市・区ホームページ、Twitter・ファクシミリ・町内会長への個別電話連絡（緊急時情報一斉伝達システム）、緊急速報メール、yahoo!防災速報、車両による対象区域内の巡回広報等により避難勧告等を伝達し、町の防災組織等の協力を得て避難誘導を行います。

- (2) 聴覚障害者への伝達

区本部長は事前登録している聴覚障害者に対し、災害時緊急情報をファクシミリにより配信します。

第4 避難・誘導方策【避難者・駅対応班】

区本部長は、消防、警察、自治会町内会（拠点運営委員）及び関係機関の協力を得て、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導に努めます。

また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の自力避難が困難な要援護者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力も得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めます。

第5 避難勧告等の解除【庶務班】

区本部長は、避難勧告等を解除した場合は、直ちにその旨を公示するとともに、市・区ホームページ、Twitter・ファクシミリ・町内会長への個別電話連絡（緊急時情報一斉伝達システム）、緊急速報メール、yahoo!防災速報、車両による対象区域内の巡回広報等により、その旨を伝達します。

第6 報告等【庶務班】

1 区本部長が避難勧告等を発令した場合

区本部長は、避難勧告等を発令したときは、次の報告事項を無線ファクシミリ又はホットライン等により速やかに報告します。

なお、避難情報の報告にあたっては、迅速性が必要なことから、次の報告事項のうち、明らかにあった事項から報告し、順次、情報を追加します。

報告事項	1 避難勧告等の発令日時
	2 避難の対象地域
	3 避難対象世帯数及び人員数
	4 収容対象施設（学校名、所在地等）
	5 その他必要な事項

2 関係機関等への連絡

区本部長は、所轄警察署に対し、その内容を通報します。

3 各避難場所の活動報告

区本部長は、開設した避難場所での活動を、市本部長の指示に基づいて報告します。

第2節 警戒区域の設定及び立ち退き【庶務班】

区本部長は、災害対策基本法第63条に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、区民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができます。

第3節 避難場所の開設【避難場所担当】

第1 避難場所

風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、地域住民に対して避難勧告等が発令された場合の避難施設は、原則として、指定緊急避難場所に指定された小中学校や公共施設等の避難場所とします。また、大型台風等の襲来が予想されるときは前日から開設する避難場所を検討します。

なお、福祉避難所については、当該地域の要援護者情報等を勘案し、開設を検討します。

- (1) 指定緊急避難場所（小中学校）
- (2) 災害時の協定により開設する避難場所等
- (3) その他の公共施設
- (4) 自治会館・町内会館

※ 危険な区域（土砂災害警戒区域・洪水浸水想定区域等）に住んでいない人や危険な区域に住んでいても建物が丈夫で2階以上に避難できる人は自宅や近隣建物の2階以上に避難します。

第2 避難場所の受入体制

区本部長は、避難勧告等を発令し、避難場所の開設を指示した場合には、職員を派遣し、受け入れに必要な措置を講じるとともに、避難場所の施設管理者及び拠点委員長や町の防災組織に連絡します。

なお、必要と認めるときは、指定緊急避難場所以外の避難場所について、施設管理者等の同意のうえ避難場所として利用することができるものとします。

第3 指定管理者等が管理する公の施設に対する対応

指定管理者等が管理する公の施設が、防災計画で「避難場所」等の災害時の使用目的が指定されている場合は、避難者の受け入れ等災害時の体制について、区警戒本部等の関係機関との連絡体制、災害時における施設利用等について、所管区局と協議の上、十分な対応を図るものとします。

また、横浜市の防災計画では、防災計画上の位置付けがない施設であっても、災害の状況によっては、随時各施設に協力を求める可能性があり、指定管理に関する協定の規定に従い、各指定管理者はそれに協力する義務を負うものと定められています。

第4 避難人員等の掌握

区本部長は、避難場所における避難人員、傷病者の有無、その他必要な事項の確認を行い、その状況を市本部長に報告します。

第4節 被災者の受入れ

災害により被害を受け、自己の居住場所を失った者を一時的に受け入れる必要がある場合は、次により指定避難所（地域防災拠点）及びその他の公共施設へ受け入れます。

第1 被災者の受入れ【庶務班】

1 受入れ対象者

指定避難所、その他の公共施設への受入対象者は、住家が被害を受け、日常生活を営む場所を失った者としてします。

2 受入割当て

区本部長は、受入れにあたって、被災者の居住地域を勘案して適切な受入割当てを行います。

3 受入期間

応急受入施設への受入期間は、避難者の罹災前の住居を復旧、新築する等して住宅を確保することができるまでの間又は応急仮設住宅へ入居できるまでの間とします。この場合、学校等に関

しては、教育の実施に支障のない範囲及び期間とします。また、その他の公共施設についても、可能な限り早期に施設利用を再開できるよう配慮します。

第2 応急受入施設の維持管理【物資・輸送班、資源循環局鶴見事務所地区隊、水道局鶴見水道事務所地区隊】

区本部長は、避難者への生活必需物資の供与等について配慮するとともに、炊事施設の整備、し尿、ごみ処理等受入施設の維持管理について関係局長との総合的な連絡調整にあたります。

区本部長は、し尿、ごみ処理については資源循環局鶴見事務所、給水については水道局鶴見水道事務所、要援護者対策については健康福祉局長、外国人対策については国際局長に協力を要請します。

第3 報告等

区本部長は、受入施設の開設時期、避難受入世帯・人員、避難者の状況、救援物資等の供給状況等について市本部長に報告します。

第5節 避難場所の運営【避難場所担当】

第1 運営の主体

受入体制の構築に引き続き、職員を主体として運営しますが、避難場所の施設管理者及び町の防災組織にも協力を依頼します。

第2 物資の提供及び供給

区本部長は、避難勧告等によって避難した区民に対し、区内の防災備蓄庫の物資を活用するなど、必要に応じて避難生活等に必要な給食、寝具等の提供を行います。また、区本部長は防災備蓄物資に不足が生じた場合には、総務局長に対し、方面別備蓄庫の物資の使用を要請します。

第3 配慮事項

避難場所の運営に際しては、高齢者や乳幼児がいる家庭、妊婦等に配慮した女性専用スペース及び要援護者の男女別々のスペースを確保します。また、ショックやストレスにより妊娠中の女性は切迫早産等の危険度が高まることから、一般の被災者とは別に休息できるスペースを確保します。

第4 感染症対策

市内に感染症が流行している時は、風水害時避難場所運営マニュアル等を活用し、避難場所の感染症対策に努めます。

第5 ペット対策

ペット同行避難については、日頃からの啓発とともに、指定緊急避難場所（小中学校）におけるペットの一時避難場所などルール作り等を進めます。

第6節 帰宅困難者対策【避難者・駅対応班】

鉄道機関の運行停止等により、主要駅を中心に多くの滞留者や帰宅困難者の発生などの混乱が予測されることから、鉄道事業者や帰宅困難者一時滞在施設の協定を締結した事業者等と連携・協力し、帰宅困難者及び徒歩帰宅者の支援を行うなどの混乱防止対策を実施します。

第1 帰宅困難者の避難誘導

区本部長は、主要駅等における混乱を防止するため、避難者・駅対応班を派遣し滞留者や帰宅困難者の状況等を把握するとともに、鉄道事業者や帰宅困難者一時滞在施設の協定を締結した事業者と連携・協力し避難誘導等を実施します。

第2 一時滞在施設等の開設・運営

1 開設時期

鉄道が長期にわたり運行停止になる場合で、市・区災害対策本部のいずれから要請があったときに、電話やファクシミリ、「帰宅困難者一時滞在施設検索システム『一時滞在NAVI』」等を利用して、区内の一時滞在施設の開設状況や運営状況等を把握し、必要な支援を実施します。

なお、連絡が取れない一時滞在施設については、補充的避難所と同様に、自転車・バイク等を活用した巡回により情報を収集し、必要な措置を要請します。

2 開設要請

開設時期の決定に基づき、一時滞在施設の管理者に対して、施設の開設・運営を区災害対策本部から要請し、可能な範囲でトイレ、水道水、災害関連情報の提供等についても依頼します。

なお、事前に指定された一時滞在施設以外にも、災害発生時に任意に提供された避難スペースについても、可能な限り情報の把握に努め、同様の支援を実施します。

第7節 物資の供給【物資・輸送班】

区本部長は、「横浜市災害救助物資備蓄要綱」に基づき、被災者に対して、本市の備蓄する物資を供給します。

第1 供給方法

- (1) 区本部長は、地域防災拠点、区役所等で備蓄している物資を被災者に供給します。
- (2) 区役所で管理する備蓄物資が不足するときは、市本部物資チームに、物資の供給を要請します。
- (3) 市本部長は、区本部の要請に基づき、本市が備蓄する方面別備蓄庫等の物資を地域防災拠点等に供給するよう基幹物流業者に依頼します。

第2 備蓄物資で不足する場合の食料の調達

区本部長は、本市の備蓄する物資が不足したとき、又は不足のおそれがあると認められるときは、横浜市災害時物資受入・配分マニュアルに基づき食料を調達します。

- 1 区本部長は、被災者数を集計し、必要な物資の品目及び数量を把握します。
- 2 区本部長は、備蓄物資による供給が不足する場合は、市本部に調達を要請します。

3 区本部の補完的調達

- (1) 「食料・物資の確保に関する協定」を締結している区内の小売業者から調達します。
- (2) 区本部は、市本部による供給を補完するため、区内に店舗を有する大規模小売業者（大手スーパー等）から、市が締結した協定に基づき店頭在庫を優先的に調達します。

●第6章 災害医療と保健衛生

第1節 災害医療における指揮統制【医療調整班】

1 医療調整、保健活動に関する権限の付与

市本部医療調整チーム及び区本部医療調整班には、災害発生直後の混乱が予想される中で迅速に意思決定できるよう、あらかじめ医療調整及び保健活動に関する権限が付与されています。また、医療調整業務は専門性の高い領域であるため、市本部医療調整チームは、区本部医療調整班に対し、市本部運営チーム統括班を介することなく、医療調整活動に関して直接指示することができます。ただし、当該指示事項は速やかに市本部運営チームに報告することとします。

区本部医療調整班についても、庶務班を介することなく、直接、市本部医療調整チームに相談及び要望等を行うことができますが、相談及び要望した事項等は、速やかに区本部庶務班に報告することとします。

2 災害医療連絡会議の開催

区本部医療調整班は、災害の状況から必要と認めた場合は、災害医療連絡会議を開催し、災害現場における医療提供状況、医療機関における診療状況等に関する最新情報を相互共有し、それぞれの災害対応活動に反映させます。

第2節 医療救護活動【医療調整班】

1 仮設救護所の設置

区本部医療調整班は、災害医療活動にあたり必要と認めるときは、消防地区本部、区本部各班等と調整し、災害現場、避難場所等に仮設救護所を設置します。

なお、仮設救護所を設置した場合は、区本部医療調整班は、区本部長及び市本部医療調整チームに報告します。

2 横浜市医師会救護隊の要請

区本部医療調整班は、仮設救護所における医療提供のため、横浜市医師会救護隊規程に基づく救護隊の派遣が必要と認めた場合は、市本部医療調整チームに応援派遣を要請します。

3 医療救護隊の要請等

(1) 医療救護隊の要請

市本部医療調整チームは、災害に伴う避難場所等が設置され、医療救護隊による巡回診療等が必要と判断した場合は、横浜市医師会、横浜市薬剤師会に対して、医療救護隊の出動を要請します。また、区本部医療調整班は、区医師会等と調整のうえ、必要に応じて登録看護職への協力を要請します。

(2) 医療救護隊の構成

医療救護隊は以下の基準に基づき1隊5人程度を基本とするが、職種や人数にこだわらず、災害の状況等に応じて臨機応変に構成します。

医師	看護職（※１）	薬剤師	業務調整員（※２）
１～２人	１～２人	１人	１人

※１ 本計画における看護職とは保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。

※２ 業務調整員は、市職員をもって充てる。

第３節 保健衛生活動【医療調整班】

災害状況に応じて、保健衛生活動が必要と認められる場合は、区本部に配属されている保健師等は配属先の災害対応業務とは別に区本部医療調整班に集約し、保健活動グループとして避難場所や在宅の巡回健康調査等を実施し、感染症対策やこころのケア等が必要な対象を把握し、相談や医療に結びつけるとともに、健康問題の発生を防ぐための保健指導や予防活動を実施します。ただし、緊急を要する場合については、看護職として医療救護隊に協力し、医療救護活動に従事することもあります。同グループにはリーダーとなる保健師を置き、保健活動の全体調整を行います。

第４節 医薬品等の備蓄及び調達等【医療調整班】

仮設救護所等で救護隊が使用する医薬品等は、薬局、休日急患診療所等に備蓄した医薬品等を使用します。

なお、医薬品等の不足が予想される場合は、区本部医療調整班は、区薬剤師会の協力を得て不足する品目の名称・数量を市本部医療調整チームに要請します。

第５節 生活衛生【衛生班】

健康福祉局長（健康安全班）は、横浜市保健所長及び区本部長（衛生班）と協同し、感染症や食中毒の発生を未然に防ぐとともに、市民生活の安全を確保するため、被災地及び避難場所等に対して生活衛生に関する活動を行います。

第１ 生活衛生広報

被災地や避難場所等において生活衛生に関する次の事項について広報を行います。

項 目	広 報 内 容
生 活 衛 生 広 報	1 食品の衛生管理（保存方法・調理方法など食品の取扱方法や調理者の衛生管理等） 2 飲料水の衛生管理 3 手洗いの励行、手指の消毒 4 トイレ等の衛生管理（消毒方法等） 5 飼育動物の適正飼養（扱い方、糞尿処理等） 6 その他衛生情報（入浴施設情報等）

第2 飲料水及び食品の衛生確保

被災地や避難場所等における飲料水及び食品の衛生確保状況を把握し、実状にあわせた衛生管理指導を実施します。

項 目	指 導 内 容
飲 料 水 及 び 食 品 の 衛 生 管 理 指 導	1 災害応急用井戸の衛生指導（飲用はしない。） 2 受水槽水の衛生指導 3 食品の衛生監視 ・ 非常給食、弁当の保管状況点検 ・ 弁当類の早期喫食の啓発 ・ 損壊ビル等の悪環境下での営業の衛生確保 ・ 巡回指導の早期実施体制の確保

第3 感染症の予防

感染症の発生を予防するため、健康福祉局健康安全班及び医療調整班と情報の交換を密にしながら次の活動を行います。

項 目	活 動 内 容
感 染 症 の 予 防 及 び 消 毒	1 ねずみ族、昆虫等の発生状況の調査・駆除指導、必要に応じた駆除作業 2 トイレ等の衛生指導 3 感染症発生予防のための消毒指導及び広域的な対応が必要な場合の消毒作業 4 防疫用資機材の調達 ・ 区役所等に備蓄した資機材が不足する場合は、薬剤を「災害時における医薬品等の供給協力に関する協定」に基づき（一社）横浜市薬剤師会や関係事業者、機材を「災害時における物品の供給協力に関する協定書」に基づき関係事業者等に要請し調達する。 ・ 薬剤散布等を実施する場合は「災害時におけるレンタカーの協力に関する協定」に基づき、レンタカー事業者団体から小型トラックを借り上げる。

第4 動物の保護収容

(1) 被災地における飼育動物の保護、動物由来感染症の予防、動物による咬傷事故等の予防及び避難場所等におけるペットの適正な飼育のために、公益社団法人横浜市獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等から構成される横浜市動物救援連絡会との連携により次の活動を行います。

項 目	活 動 内 容
動物の保護収容	1 飼い主不明動物の保護収容 2 負傷動物の保護、治療、一時保管 3 継続飼育が困難な動物の一時保管 4 行方不明動物に関する情報提供、保護収容動物の返還と譲渡

	5 避難場所等におけるペットの適正飼育についての助言
	6 その他、動物に係る相談、助言等

(2) 衛生班は、避難者がペットを連れてきた場合等には、「地域防災拠点におけるペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づき、飼い主が他の被災者の避難生活に支障を来さないように適正に飼育管理するためのルールづくり等について助言します。

(3) 許可した特定動物（ニホンザル、ワニガメ、イヌワシなど）の状況を事前に飼い主へ確認し、適切な対応を行います。

第6節 感染症患者発生等への対応【医療調整班】

区本部長（医療調整班）は、健康福祉局長（健康安全班）及び横浜市保健所長と協同して次の措置を講じます。

1 感染症発生状況の早期把握

被災地及び避難場所における感染症患者又は無症状病原体保有者の早期発見に努めます。

2 患者の移送

入院勧告を必要とする感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、患者移送車により感染症指定医療機関に移送します。

3 感染拡大防止措置

患者の家族等接触者の調査等を行い、他の患者の早期発見、感染症発生時の消毒指導及び広域的な対応等が必要な場合の消毒作業、感染経路の遮断等感染拡大防止の措置を行います。

4 予防接種

インフルエンザ等の感染症が蔓延するおそれのある場合は、神奈川県と協議のうえ予防接種法に基づき臨時の予防接種を実施します。

また、被災地及び避難場所の乳幼児の定期予防接種の実施に努めるとともに、市外避難者の定期予防接種の実施について関係自治体に協力を要請します。

第7節 ごみ・し尿【資源循環局鶴見事務所地区隊】

第1 基本的な考え方

発災時におけるごみ・し尿処理は良好な市民生活環境の保全を図るうえで、衛生的・生理的・精神的な理由から最も緊急に解決しなければならない重大な問題であるため、被災地におけるごみ・し尿の処理を安全面に配慮しつつ、迅速かつ衛生的に集中して実施します。

第2 風水害の発生が予想される場合

高潮、洪水、浸水等の風水害発生が予想される場合、資源循環局各班・各地区隊は、施設、機材等の保全策を講じ、処理体制に支障のないよう万全を期するとともに、緊急対応が可能な体制を整えます。

第3 ごみ処理

1 活動体制

(1) 地区隊の所管区域

各事務所地区隊は、原則として現行の所管区域を担当します。

(2) 地区隊の応援体制

市本部収集対策班は、鶴見区の被災状況、必要車両台数を把握し、状況に応じ各地区隊間の相互応援体制を組織します。

2 区本部の活動要請

区本部は、ごみ処理が必要な被災地区や避難場所を認めたときは、その状況を事務所地区隊に報告し、処理を要請します。

- ・ ごみ処理の必要な場所（避難所の場合には、避難者数も）
- ・ ごみの種類、量

第4 解体廃棄物の処理

災害によって損壊した建物等の解体廃棄物の処理は、所有者又は敷地管理者が行います。ただし、解体廃棄物等の処理が「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」の適用を受ける場合、区本部長は受理した申請を市本部へ提出し、処理します。

●第7章 行方不明者の搜索・遺体の取扱い

第1節 行方不明者の把握【遺体安置所運営班】

第1 届出の受理

区本部長は、搜索が必要とされる者の届出窓口を開設し、搜索が必要とされる者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の必要事項を聴取し記録します。

第2 行方不明者の調査

区本部長は、死亡者名簿と避難者名簿の確認や地域防災拠点等における聞き取りを行い、届出のない所在不明者の安否確認を行います。

第3 行方不明者の確定

区本部長は、警察と相互に行方不明者、避難者、死亡者に関する情報を共有し、協力して突合作業を行い届出の重複や生存者の居場所などの確認を行うとともに、行方不明者数を特定するなどの確な情報の把握に努めます。

第4 後方支援活動

1 活動方針

区本部長は、防災関係機関及び町の防災組織、地域防災拠点運営委員会、日赤奉仕団等の自主防災組織の協力を得て、搜索活動のための後方支援活動（警備、交通整理、広報等）を行います。

2 報告及び協力要請

区本部長は、行方不明者の搜索、救出活動又は後方支援活動に関する情報を直ちに市本部に報告するとともに、必要に応じて関係各局長に対して、各種協定等に基づく関係機関・業者・団体等に対し消防応援、重機等の出動などの協力を要請します。

第2節 遺体の取扱い

第1 遺体安置所【遺体安置所運営班】

1 機能

遺体安置所は、災害で亡くなられた遺体を一時保管し、遺体情報を検視検案等により確定させ、遺族のもとに引き渡すための機能を有しています。

2 施設の指定

鶴見スポーツセンターを遺体安置所として指定しています。

項 目	内容・条件等	対象施設
遺体安置所	遺体の安置、検案、遺留品の保管、身元確認、棺等の納棺用品の保管等を行う。	鶴見スポーツセンター なお、必要に応じて、鶴見区仏教会に協力を求める。

3 開設・運営

遺体安置所の開設及び運営は区本部が行い、遺体安置所を開設していない区本部は職員の応援派遣等の支援を行います。

また、各施設状況に応じ指定遺体安置所の設備、遺体搬入等の動線を確認の上、遺体安置所設営マニュアルを作成します。

第2 遺体の処理【遺体安置所運営班】

区本部長は、検視・検案後、遺体の識別及び人道上の見地から必要に応じ、遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存の措置をとり、「死体票」を作成のうえ納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付します。

なお、遺体の処置については、専門的な知識が必要であることから、葬祭業者等との訓練や協定の締結などを通じた平常時からの連携を促進し、必要な協力を得られる体制の確保に努めるものとします。納棺用品等の調達については、「災害時における棺等葬祭用品の供給などの協力に関する協定」に基づき、全日本葬祭業協同組合連合会神奈川県葬祭業協同組合及び（一社）全日本冠婚葬祭互助協会に納棺及び納棺用品等必要資材の調達等を要請します。

第3 身元確認【遺体安置所運営班】

区本部長は、警察署、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。

警察は、身元不明者の身元確認のため、神奈川県警察協力歯科医師等への協力要請を行います。

第4 遺体の引き渡し等【遺体安置所運営班】

1 引き渡し

区本部長と警察は検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、相互に協力して遺族又は関係者に引き渡します。

なお、身元が確認できない遺体については、行旅死亡人として取り扱います。

2 身元不明遺体の取り扱い

- (1) 区本部長は、身元不明遺体については、行旅死亡人として、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、顔の特徴、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管します。
- (2) 区本部長は、遺体の検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体の氏名等を公表し、遺族等の早期発見に努めます。

第5 死亡者数の確定と広報【遺体安置所運営班】

検視・検案を終えた遺体は死亡者数として計上します。計上に当たっては、市本部、区本部及び警察が、死亡者名簿等の死亡者に関する情報を相互に共有し確定します。

区本部長は、遺体（死亡者）数、死者の氏名、身元不明遺体数等の広報に当たっては、上記の共有情報をもとに警察と協議のうえ、統一的に行うものとします。

第6 死亡届と火葬

1 実施体制【遺体安置所運営班】

- (1) 健康福祉局長は、区本部長、遺族から搬送された遺体の火葬を行います。
- (2) 区本部長は、遺体安置所等から斎場等へ遺体を搬送する場合、「災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定」に基づき、（一社）全国霊柩自動車協会に霊柩自動車による搬送を要請します。

2 死亡届と火埋葬等に関する手順の明確化【諸証明班】

区本部が行う死亡届及び火埋葬許可証等発行手続きについては、実施手順をマニュアル化し、遺族への相談に迅速に対応できるようにします。また、通常の実施手順に加え、国からの特例措置も想定した災害時用のマニュアルも作成して対応します。

3 応急的な火・埋葬【諸証明班】

区本部長は、遺族等の引取者がいない場合又は遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として、健康福祉局長に火葬及び焼骨の仮収蔵を要請します。

●第8章 雪害対策

第1節 応急対策

大雪に伴う活動について、区本部は、総務局、道路局、消防局及び交通局と密接に連携を図り、早い時期に除雪活動等を実施します。

なお、現場活動においては、区警戒本部（区本部）、消防署（消防地区本部）、消防団、所轄警察署等と相互に連絡をとり、効果的に実施します。

第1 防災組織体制【各班】

「横浜市警戒体制及び警戒本部等の設置に関する要綱」に基づき、気象状況の推移に合わせ、次により応急対策を実施します。

1 警戒体制

確 立 基 準	・市域を対象とする大雪注意報（12 時間降雪の深さが 5cm 以上）が発表されたとき
構 成	・区警戒本部（1 号配備）を構成する署所
警戒体制時の措置事項	区長は、必要な資機材の点検、調達等活動体制の準備及び警戒本部に速やかに移行できる体制を確保します。また、勤務時間外は、常時連絡が取れる体制を確立し、必要に応じて職員の配備等を指示します。 また、降雪の状況により、除雪等必要な活動を実施します。

2 区警戒本部

設置基準	1 号配備	1 市域を対象とする大雪警報（12 時間降雪の深さが 10cm 以上）が発表されたとき。 2 区域において、積雪により都市機能の障害が予想される場合、又は被害が発生したとき。 3 市警戒本部長が指定したとき。 4 その他
	2 号配備	1 市内全域に着雪し、低温及び長時間の降雪により積雪深の増加が見込まれるとき。 2 短時間に多量の降雪が始まり、積雪深の増加が見込まれるとき。 3 気象台等からの情報を総合的に勘案し、市警戒本部長が必要と認めたとき。
警戒本部長		区危機管理責任者（副区長）
構 成		区役所（土木事務所を含む。）、消防署 ※ 土木事務所及び消防署は、設置基準を別に定めます。

運 営	設置通知 廃止通知	区警戒本部を構成する部署へ通知し、市警戒本部に報告する。
	警戒本部会議	区警戒本部長は、情報交換や活動方針の協議のため、必要に応じて区警戒本部会議を開催する。
	職員の派遣	土木事務所長及び消防地区本部長は、必要に応じ、情報収集及び連絡調整のため、区警戒本部に職員を派遣する。
廃止基準		1 区本部が設置されたとき。 2 大雪警報が解除され、区内における活動がおおむね完了したとき。 3 その他必要と認めたとき。 （注）市警戒本部設置時に廃止する場合は、市警戒本部長の承認を得るものとする。

3 区本部

設置基準		1 道路交通機能の阻害及び、多数の被害が発生したとき。 2 区長が必要と認めたとき。 3 市域を対象とする大雪に関する特別警報が発表されたとき。 4 市本部長より区本部設置の指示があったとき。
本部長		区長
構 成		区役所（土木事務所を含む。）、消防署
運 営	設置通知 廃止通知	区本部を構成する部署へ通知し、市本部に報告する。
	本部会議	区本部長は、活動方針の決定その他活動の統制を図るため、区本部員を招集し、本部会議を開催する。
	職員の派遣	土木事務所長及び消防地区本部長は、情報収集及び連絡調整のため、区本部に職員を派遣する。
廃止基準		1 区内における応急活動がおおむね完了したとき。 2 区警戒本部に縮小することが適当であると判断されるとき。 （注）市本部設置時に廃止する場合は、市本部長の承認を得るものとする。

4 職員の配備

大雪時における職員の配備は、市防災計画第3部第6章「職員の配備・動員」に基づき、区の実情を考慮して、動員予定者をあらかじめ定めておきます。

区警戒体制	連絡体制の確保、事前準備等に必要な人員で区の実情による。
区警戒本部	1号又は2号配備とするが、区の実情により適宜増員又は減員する。 なお、警戒本部長は、市内の降雪状況や気象情報等を総合的に勘案し、体制の強化が必要と判断した場合は全区局に2号配備を発令する。
区 本 部	3、4、5号配備のいずれかの配備とするが、区の実情により適宜増員、又は減員する。

第2 応急活動

1 情報の収集【庶務班、情報班】

区本部長は、テレビ・ラジオ等の情報に注意するとともに、概ね次の情報を収集し、市警戒本部長（市本部長）に報告します。

- (1) 積雪情報
- (2) 市民利用施設の状況
- (3) 職員配備状況
- (4) 活動状況
- (5) 被害情報（人的・物的）
- (6) 住民の避難情報（帰宅困難者を含む。）
- (7) その他必要と認める情報

2 除雪対策等【土木事務所地区隊、消防地区本部】

- (1) 道路局、土木事務所（土木事務所地区隊）及び港湾局は、道路交通を確保するため、主要道路、バス路線などを重点に、早い段階から降雪対策を実施し、必要に応じて凍結防止対策を講じるものとします。
- (2) 消防局は、消防隊による消防水利確保のための除雪活動を行います。
- (3) 市警戒本部（市本部）は、道路、交通機能の阻害に重大な影響を及ぼす恐れがあるときは、計画的に除雪を実施します。

3 被災者等の受入れ【各班】

区役所は、家屋の損壊等による被災者が発生した場合、地域防災拠点、地区センター、スポーツセンター、公会堂などの公共施設を避難場所として提供し、毛布等の供給など必要な協力を行います。

4 帰宅困難者対策【避難者・駅対応班】

公共交通機関の途絶により帰宅困難者が発生し、交通機関等から要請があった場合でやむを得ないときは、駅周辺の帰宅困難者一時滞在施設などを活用して受入れを行います。

第2節 業務分担

第1 区本部

- (1) 区警戒本部（区本部）等が必要とする情報の収集・伝達
- (2) 危機管理システム等により受信した大雪に関する情報等の土木事務所（土木事務所地区隊）及び防災関係機関への通報
- (3) 区役所利用者の安全確保
- (4) 被災者等の発生に伴う避難誘導及び避難場所の開設
- (5) 隣接区と協力した避難受入れの実施
- (6) 避難者（帰宅困難者を含む。）に対する支援
- (7) 区民への安全広報の実施

- (8) 降雪状況及び被害状況の把握
- (9) 市民利用施設等の利用情報に関する情報の提供

第2 土木事務所

- 1 道路交通の緊急確保
 - (1) 雪害対策道路等の決定
 - (2) 通行規制区間の設定（警察署との協議による。）
 - (3) 早期除雪活動の実施
- 2 事故の未然防止
 - 融雪剤、凍結防止剤の散布等による凍結防止措置の実施

●第9章 被災者の生活援護と被害認定調査

第1節 市民生活の安定・復旧【援護班】【福祉保健課】

第1 被災者の生活援護

1 生活相談

区本部長は、被災した市民の生活の立直しを援護し、自力復興を援助するため、所管する業務に関する問い合わせ、相談、要望等に対応します。

区本部長は、臨時市・区民相談室を継続して開設し、市民生活の早期回復のための相談・要望等に対応するとともに、相談等で得られた有用な情報を関係局長に提供します。

2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

区民の生活援護のために、区本部長は、規則等で定める規模以上の災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を、また、身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給します。

3 災害援護資金の貸付け

区本部長は、県内で災害救助法による救助が行われた災害により家財等に被害のあった者に対して、市条例に基づき災害援護資金の貸付けを行います。

また、災害救助法の適用に至らない小災害時には、区社会福祉協議会において、生活福祉資金の貸付相談等を受け付けます。

4 災害見舞金・弔慰金の交付

区本部長は、区内に居住する者及び区内で事業を営む者が災害による被害を受けたときは、被災者又はその遺族に対して、見舞金及び弔慰金を交付します。

なお、弔慰金については、横浜市災害弔慰金の支給等に関する条例が適用された場合には、交付しません。

第2節 被害認定調査と罹災証明【被害調査班（調査担当）・諸証明班（諸証明担当）】

区役所は、災害対策基本法第90条の2に基づき、次のとおり、遅滞なく被害認定調査を行い、罹災証明書の発行をします。

第1 被害認定調査と罹災証明書発行の分担

区 分	被害認定調査担当部署・罹災証明書発行部署
火災以外の被害	区役所
火災・消火損	消防署

第2 被害認定調査【被害調査班】【調査担当】

建物被害における全壊、半壊等の罹災程度については「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づく被害認定調査により判定します。

被害認定調査の結果（全壊、半壊等）により、各種支援制度の支援内容が異なることから、公平かつ公正な調査を実施します。

また、消防署は、災害対策基本法第5条第3項に基づき被害認定調査に協力します。

第3 罹災証明書の発行及び被災者台帳の作成【諸証明班】【諸証明担当】

罹災証明書は、被害認定調査によって判定した住家等の被害程度等について証明するもので、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給や市税等の減免を受ける場合等に必要となるものです。

被災者から申請があった場合は、「風水害時の被害認定（火災を除く）及び罹災証明書発行の手引き」により発行するとともに、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を作成します。

鶴見区防災計画～風水害対策編～

編集・発行 鶴見区役所

発行年月 令和2年8月

〒230-0051

横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1

電 話 510-1656

FAX 510-1889